

他自治体における保育の質のガイドライン

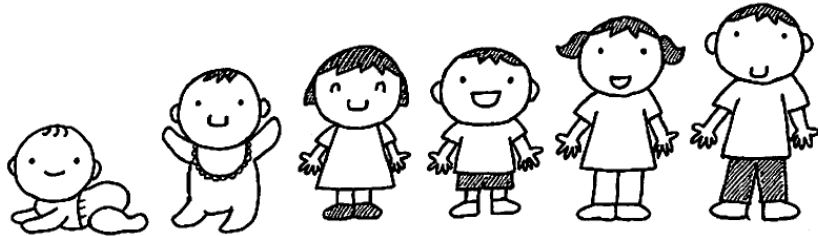
1 世 田 谷 区

2 流 山 市

3 武 蔵 野 市

4 市 川 市

世田谷区保育の質ガイドライン



平成 27 年 3 月

世 田 谷 区

目 次

I	ガイドライン策定の趣旨	・・・	1
II	ガイドラインの位置づけ	・・・	2
III	世田谷区の保育		
	1 子どもの権利	・・・	3
	2 職員に求められる資質	・・・	3
	3 保育環境	・・・	4
	4 保育内容	・・・	5
	(1) 生活と遊びの中の教育	・・・	6
	(2) 食育	・・・	7
	(3) 健康	・・・	7
	5 安全管理	・・・	8
	6 保護者支援・地域の子育て支援	・・・	9
	7 運営体制	・・・	10
IV	保育の質の向上のため、それぞれに求められること	・・・	11
V	資料「保育の質を確保・向上していくための、これまでの区の取り組み」	・・・	12

I ガイドライン策定の趣旨

本区においては、近年、出生率の回復などにより、0歳から5歳の就学前児童が毎年1,000人近く増えています。平成26年4月入園の認可保育園申込者数は、女性の就労率の上昇も相まって、7年前に比べ約5,400人と2倍以上になるなど、保育需要が全国の自治体で見られる状況を凌ぐ勢いで増加しています。区では保育待機児への対応を喫緊の課題とし、認可保育園の入園申込率の伸びや人口推計などから目標事業量を推定し、保育施設の整備に全力を挙げて取り組んでいるところです。

一方、保育需要の増大と家族形態や就労状況の変容などを背景に、保護者の保育ニーズもますます多様化しており、区には、子ども・子育てを支える基盤の量的拡大に加えて、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

更に、平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においても、新制度の実施主体である区には、保育・幼児教育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を計画的に実施していくことも求められています。

保育事業が多様化し実施主体も多元化する中で、区内全ての保育施設において、子どもたちの育ちに十分配慮しながら、区がめざす「子どもを中心とした保育」を計画的かつ確実に子どもたちに提供するためには、「世田谷区保育理念」及び「世田谷区保育方針」を保護者、事業者、地域、行政等が共有し、相互に連携・協力していく仕組みづくりが不可欠です。

このガイドラインは、平成26年8月から「世田谷区保育の質ガイドライン策定委員会」を開催し、これまで区が保育の質の向上委員会での議論や、私立認可保育園運営事業者審査や保育巡回指導に際して、保育の質を向上させるために作り上げてきた基準をもとに、保護者、保育施設関係者、学識経験者など、さまざまな立場の方との議論により作り上げたものです。

ガイドラインでは、「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、行政や事業者の果たすべき責任と役割を定めることはもとより、保護者の参加・参画を推進すること、地域の資源を生かしながら包括的に支えていく仕組みを構築することにより、保育の質の維持・向上をめざしています。今後、保育士をはじめ、職員の方々一人ひとりに日々の保育で活用していただくとともに、保護者、事業者、地域とも広く共有し、保育施設における保育の内容や取組みについて理解を深めていただくために活用していきます。

■世田谷区保育理念

- すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。
- 子どもにとって最初の保育者は^{あなた}保護者です。
- ^{わたしたち}世田谷区は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、^{あなた}保護者とともにより保育を通しての福祉に努めます。

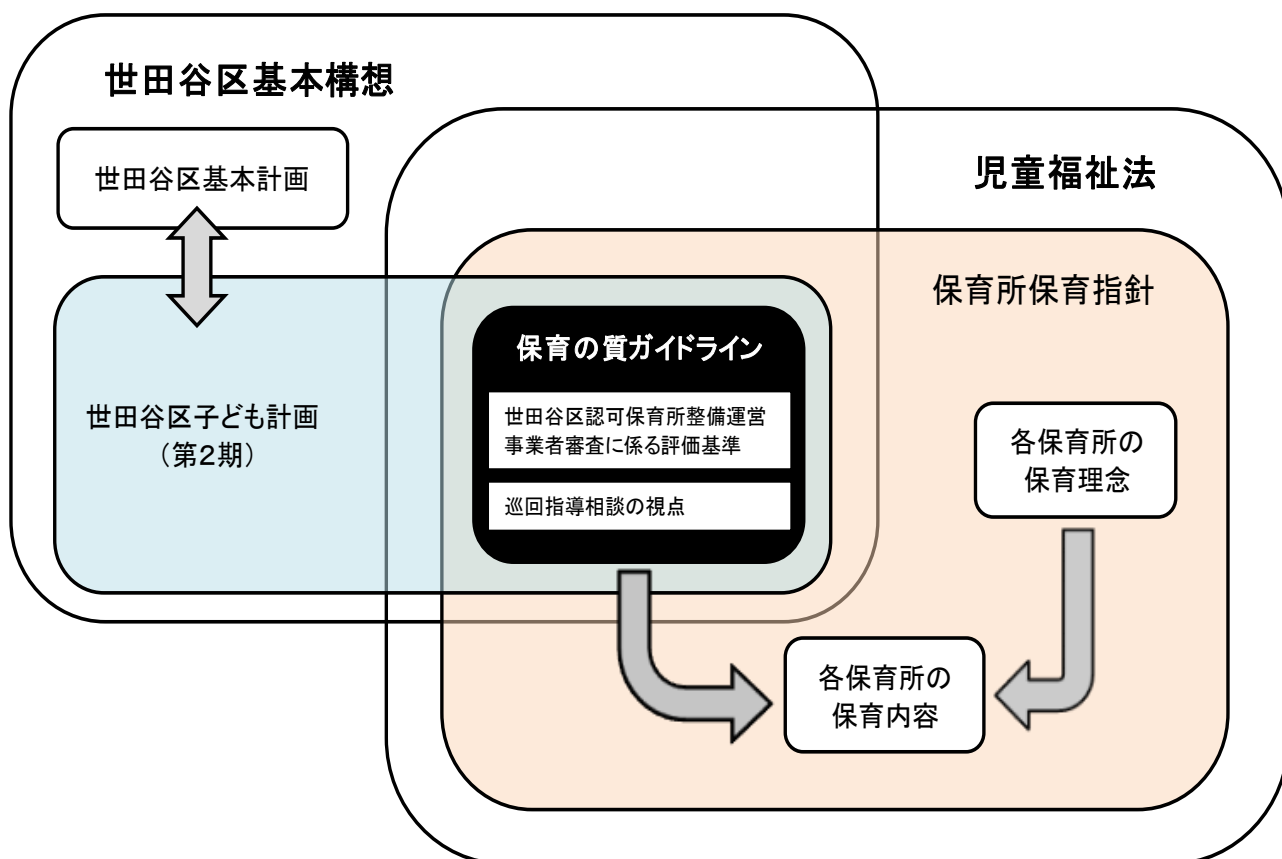
■世田谷区保育方針

- 命の大切さ、生きる力をはぐくみます。
- ^{あなた}保護者とともにより、心豊かな子育てを目指します。
- 地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。

Ⅱ ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、国が定める保育所保育指針等に基づき、区の考える「子どもを中心とした保育」を実践するために策定するものです。

同時に、「世田谷区子ども計画（第2期）」で掲げる「保育・幼児教育の充実」に向けた取組みの1つとなるものであり、区の上位計画である「世田谷区基本計画」とも整合を図り、今後も保育を取り巻く環境や状況の変化に合わせ、絶えず更新していくこととします。



Ⅲ 世田谷区の保育

各保育施設においては、保育所保育指針に基づき、各保育施設独自の保育理念と保育方針のもと、創意工夫しながら日々の保育を実践しています。

ここでは、区が保育指針の中でも特に大切にしてもらいたい保育への想いや主な具体的項目を例示し、保育施設に関わる全ての人たちと共通理解を深め、保育の質の向上に取り組むことを目指します。

1 子どもの権利

子どもの権利を守ることは、おとなの責任です。近年、多文化の共生や、家族形態の多様化、子ども自身の特性などの状況を踏まえ、より一層、一人ひとりの子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

子どもの成長を的確にとらえ、子どもの心情に十分配慮しながら、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれるよう援助し、子ども自身が多くの人から大切な存在として受け止められていると感じ、自己を十分に発揮し、自信をもって安心して生活できる環境を提供することが大切です。

世田谷区では、保育の質の向上に取り組む上で、子どもの権利を守ることを一番大切にし、保育内容全てに関連することと考えています。

<input type="checkbox"/> 「子どもが何を求めているか」を知ろうとしている。
<input type="checkbox"/> 子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮している。
<input type="checkbox"/> 子どもや保護者の気持ちを傷つけるような職員の言動・保育放棄・虐待・無視・差別等を禁止する職員行動規範等を定めている。
<input type="checkbox"/> むやみに制止や禁止する、子どもの言葉や身振りなどを無視する、呼び捨てやあだ名での声かけ、不必要な大きな声、否定的な対応などをしていない。
<input type="checkbox"/> 職員は、一人ひとりの子どもの行動や欲求に、わかりやすい言葉で穏やかに個々の子どもに語りかけ、応答的に関わっている。
<input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認めあう心を育てよう努めている。
<input type="checkbox"/> おむつ交換やトイレ、着替え、プール指導の際は、全裸で放置されることのないよう配慮し、他者の視線を遮る工夫をしている。

2 職員に求められる資質

保育の質の確保・向上を実現する基本は、保育施設に勤務する職員一人ひとりの資質です。

職員が子どもを大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすることが大切です。子どもが人とかかわりあう心地よさを味わい、安心して気持ちよく過ごし自ら主体的に活動するために、職員は、子どもの身体の発達と心の育ちを大切にし、子どもの気持ちに答え、手を携え、言葉をかけ、共感しながら、一人ひとりの存在を認めていくことが大切です。そのような職員のかかわりにより、子どもが人・物・自然などに触れ、興味・関心を広げ、様々な心情・意欲・態度を身につけ、生きる力の基礎を培っていくことができるようになります。

また、子どものために保護者支援や地域の子育て家庭に対する支援を行うことも重要な役割です。子どもへの愛情や成長を喜び気持ちを共感しあうことにより、保護者自身が、子育てに自信を持ち、子育てを楽しんでいることができるようになります。日常の保育の中で、子どものかかわり方や子どもの成長・発達について専門職として具体的な助言をしたり、行動見

本を見せることもまた、在園児の保護者や地域の子育て家庭の支援につながります。

このように、子どもの保育と保護者の援助を行っていくためには、全ての職員が職務への責任感を持ち、子どもや保護者のモデルとなる人権感覚や倫理観を持って保育にあたり、常に改善に前向きに取り組み保育技術や知識を高める意欲がなくてはなりません。

世田谷区内の保育施設の職員は、子どもを受容する温かい心を持って子どもに全力で愛情を注ぐことのできる人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重でき、子どもや保護者から信頼され尊敬される職員であって欲しいと考えています。

<input type="checkbox"/> 保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かしており、向上心を持って取り組んでいる。
<input type="checkbox"/> 施設長・主任は、施設の課題を自覚し、職員に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。
<input type="checkbox"/> 倫理観、人間性、保育施設職員としての責任感を持ち、自覚をもって保育に従事している。
<input type="checkbox"/> 子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。
<input type="checkbox"/> 乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人ひとりの成長・発達に合わせ見通しを持った援助ができる。
<input type="checkbox"/> 保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。
<input type="checkbox"/> 身近な自然や素材を生かした保育環境を整え、様々な遊びを豊かに展開して保育している。
<input type="checkbox"/> 職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。
<input type="checkbox"/> 日ごろの保育を定期的に振り返り、保育の質を向上しようとする意欲がある。
<input type="checkbox"/> 職員会議、研修、他園との交流等を通して、自身の保育の課題や不足している専門知識・技術について「気づき」の機会を多く持とうとしている。

3 保育環境

保育施設は子どものための施設であり、子どもが快適に心地よく生活できる環境を整えることが大切です。

少人数や一人でじっくりと遊びこむことができる環境、ホッと一息つくようなくつろげる環境、友達と一緒に思いきり身体を動かすことができたり協同した活動ができる環境など、子どもが長時間生活する場として静と動の両方の環境を保障し、人と人との関わりを育むことのできる保育環境を構成します。

更に、子どもが自ら興味を持ち、関わってみたいと思うような玩具や遊具が十分準備されている、身近な動植物や自然事象に接する機会があるなど、興味・関心を持ち子どもが思わず関わりたくなるような保育環境も重要です。

職員は、子どものための保育環境を構成すると共に、常に確認を怠らず、子どもの健康と安全に気を配り、子どもが安心して安全に過ごせる環境を保育施設全体で整えます。

世田谷区内の保育施設においては子どもの命が守られることを第一に、乳幼児期の子どもの発達をとらえ、子どもが遊んでみたくなるような環境を構成し、子どもが十分楽しみ、満足感や充実感を得ることができるよう環境を構成していきます。

<input type="checkbox"/> 子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が、子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に選び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。
<input type="checkbox"/> 施設内の清掃が行き届いており、保育室・トイレ等の清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。
<input type="checkbox"/> 子どもたちが遊びこむことができる時間と空間への配慮、自由な遊びコーナー等、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子ども同士のかかわり遊びが豊かに行われるように工夫されている。

<input type="checkbox"/> 子どもの生活空間において、家具や調度品等に手作りのものや天然素材等を取り入れるなどの工夫がなされている。
<input type="checkbox"/> 手洗い場、机や椅子などは、子どもの身体に合った大きさを調えられている。
<input type="checkbox"/> 友達と好きなことをして落ち着いて遊べる場所やひとりでじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆとりと休めたりくつろげる空間がある。
<input type="checkbox"/> 施設内外にかかわらず、死角をつくらぬよう配慮している。
<input type="checkbox"/> 菜園やプランターの植物等、生活の中で緑を楽しむことができる工夫など身近な自然と関わるができる取り組みがされている。
<input type="checkbox"/> 外気に触れ、自然を感じ、興味を持って自ら移動、探索する楽しさを存分に味わい、体を動かす技能を発達させるための運動を行うことができ、かつ、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭等が確保されている。
<input type="checkbox"/> 乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための特別な配慮がなされている。
<input type="checkbox"/> リズム・造形等の多様な表現活動を経験でき、自ら興味を持って関わり楽しめる工夫や継続して活動できるような環境設定がされている。

4 保育内容

生まれてから就学前までの子どもたちの発達を理解し、個々の子どもの発達を見通し、乳幼児期に経験・体験してほしい基本事項が全体的な保育の計画に示され、実践されていることが必要です。

保育施設における保育の特性は「養護と教育の一体的な実施」であり、子どもと生活を共にし、子どもの全てを受け入れ、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをしていくことを基礎として、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身に付けていけるように保育を展開します。

このような保育の内容を、子どもの発達過程や発達の連続性を見据え、各保育施設の保育理念や保育目標のもと、保育計画をたて、計画に基づく保育を展開し、日々保育を振り返り評価し明日の保育に反映させることを繰り返すことで、保育の質の向上につながります。

各保育施設により、独自に目標をたて、創意工夫し様々な特色を持った保育を展開していますが、基本は「子どものための、子どもを中心とした」保育を展開することです。「できる」「できない」という表面的なとらえ方をするのではなく、子どもの実態を把握し、子どもと職員とのかかわりの中で保育が展開されるように配慮することが重要です。職員の適切な援助によって、子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、その結果として、子どもたちが自己肯定感を豊かに持てるようになるのです。

このような保育を実践できるよう保育施設職員自らが保育の質を高めていくことが、世田谷区内保育施設共通の目標です。

<input type="checkbox"/> 職員は、「子どもの最善の利益」を考慮し、保育課程の保育施設がめざしている児童福祉の理念及び組織が目指す中長期的な目標を理解している。
<input type="checkbox"/> 職員は、保育課程を通して、展開したい子どもの育ちの道筋、子ども像を共有している。
<input type="checkbox"/> 子どもの発達や地域の特性をとらえて職員全体で年齢別の指導計画(年・期・月・週・日)をたて、計画に基づいた保育を実践し、定期的な評価・反省を行い、次の計画に反映させている。
<input type="checkbox"/> 0・1・2歳の個人別指導計画は、個々の子どもの家庭環境を踏まえた成長歴・心身の発達、活動の実態に即して作成されている。

<input type="checkbox"/> 児童票・保育日誌・施設日誌・保健日誌等があり、子どもの成長や日々の活動を記録している。
<input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、保育の実態について話し合う会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
<input type="checkbox"/> 配慮を要する子どもの支援について、保育所全体で認識し、必要に応じて個別指導計画を立てて保育を実践し、家庭や専門機関と連携し適切に対応している。
<input type="checkbox"/> 入園時に利用者の個人情報(入園前の子育て状況、発育状況等)や要望を把握し、定められた書式に記録している。
<input type="checkbox"/> 保育所の自己評価や保育士の自己評価など、日ごろの保育を定期的に振り返る機会を設けている。
<input type="checkbox"/> 保育施設の保育内容や保育環境の向上・改善のため、職員からの提案を活かしている。
<input type="checkbox"/> 保育施設は異年齢で構成される場所であり、異年齢のふれあいや交流を意図的にもっている。

(1) 生活と遊びの中の教育

保育施設の子どもたちは、遊びを通して言葉や数、自然現象や科学、表現する力などを身に付けていきます。

乳幼児期においては、職員の温かい言葉かけやスキンシップ、子どもの成長発達に応じた様々な玩具や絵本と出会うことにより、人と関わる心地よさ、遊ぶことの楽しさを経験し興味関心を養っていきます。その後、子ども同士の関わり合いや協同する遊び、生活の中にある不思議を体験し、更に心情・意欲・関心を培い、生きる力の基礎を体得していきます。

例えば積み木遊びでは、積み木で同じ高さのものを作ったり、自分のイメージするものを作るために、積み木の大きさや形を見て、考え、積み木を選び、慎重に重ね、等数や形の概念を学び、集中力を養います。また、友だちと一緒に理想の街を想像し毎日継続して積み木を重ねていくことで、友だちと協力することの大切さや、友だちを思いやる心、継続して取り組む忍耐力、完成させた達成感や充実感を学びます。時には、積み木がこわれてしまい、挫折感を味わい、その後に再度チャレンジしようとする意欲を育みます。

このように、保育施設の中で、子どもたちは、生活と遊びを通して、様々な経験・体験を重ね、現在を心地よく生き生きと幸せであり、未来に向かって生きる力の基礎を培います。

<input type="checkbox"/> 子どもの好奇心、探究心、思考力などが育つよう、子どもが自ら興味を持って遊ぶことのできる保育を行っている。
<input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。
<input type="checkbox"/> 季節の行事、誕生会等、子どもが季節感や文化などを体感したり、保育施設での生活を楽しめる工夫をしている。
<input type="checkbox"/> 積極的に散歩や園外保育を実施し周囲の自然環境に親しみ、商店街や他施設等を含む地域との交流を図るなど、自然をいつくしみ、社会と関わるができる取り組みがされている。
<input type="checkbox"/> 乳児保育を行うにあたって、一人ひとり抱いて目を見て微笑みかけて授乳したり、ゆったりと話しかけながらおむつ交換をしている。
<input type="checkbox"/> 幼児保育には、友だちの存在を認め、一緒に遊ぶことを楽しむことができるよう、協同する活動を取り入れている。
<input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりの理解を深め、子どもの表現しようとする姿や話の内容を十分に受け止め、適切な言葉で応えながら、わかりやすく話せるようにしている。
<input type="checkbox"/> 子どもが達成感を持って基本的な生活習慣を身に付けられるよう、子どもに分かりやすい方法で伝え、適切に援助している。
<input type="checkbox"/> 文化施設などの周辺施設・町内会・地元商店街等と連携する等、子どもが地域社会の中で活動範囲を広げるための取り組みを行っている。

(2) 食育

保育施設では、適切な食生活と食習慣の定着、食物の大切さ、そして食を通して他の人々との関わりの喜びや命の大切さを学ぶ食育に取り組んでいます。

保育施設の給食は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）に基づき、施設の規模や設備にあった衛生管理を行い、有害なもの又はその疑いがあるもの、過度に加工したものなどは避け、鮮度の良い衛生的な食材を選定し、旬のものも取り入れながら栄養価を考えて献立を作成しています。

個々の味覚や乳幼児期の成長発達にあわせて、栄養価を考え、形状・硬さ・味付けなどを工夫し基本的には手作りで、素材の味を味わえるよう出汁の旨みを生かし薄味で提供しています。

食物アレルギーへの個別対応もきめ細やかに行い、子どもの安全を第一に考えた給食を提供しています。

また、園庭等で野菜を子どもと一緒に育て、毎日の水やり、野菜の生長の観察、収穫や自ら収穫した野菜を食べる喜び、時には栽培に失敗し枯れてしまう体験等を通して、食物への感謝の気持ちを育てます。

世田谷区内の保育施設では、食育計画に基づき食育を推進し、生きるために必要な食事や人との関わり、食習慣やマナー、食べ物の大切さや栽培してくれた人への感謝の気持ちなど、食を通して様々なことを学んでいます。

<input type="checkbox"/> 保育施設の給食方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・調理職員と保育士等が定期的な情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行っている。
<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルや給食マニュアルを作成し、衛生点検表による毎日の点検、専用のエプロン・三角巾・履物の着用など、衛生管理が徹底されている。
<input type="checkbox"/> 食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスのいい給食を提供している。
<input type="checkbox"/> 無理やり食べさせたり身体を拘束することなく、子どもの気持ちに寄り添いながら給食介助をしている。
<input type="checkbox"/> 子どもたちが友達や保育職員との食事での会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べている。
<input type="checkbox"/> 個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、年齢(咀嚼力等)に応じた柔らかさや味付けなど細かい配慮を行っている。
<input type="checkbox"/> 温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で子どもの食事のタイミングにあわせて給食が提供されている。
<input type="checkbox"/> 子どもの視点に立った計画に基づき、クッキング保育、栽培、収穫したものを食べる等の食育活動を実施している。
<input type="checkbox"/> アレルギー対応については、アレルゲン食品の確認、献立の確認、誤食した場合の対応方法など、医師の診断書に基づき、保護者との定期的な話し合いを行い確認している。

(3) 健康

保育施設では、心身ともに健康に、成長発達を保障できるよう、日々の健康観察や衛生管理を行っています。

乳幼児期は、抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期です。

このため、毎日の子どもの健康観察を行い、快適に過ごせるよう清潔を保ち、安定した生活リズムをつくり、手洗い・うがいなど基本的な清潔の習慣を身に付けるよう援助しています。

一人ひとりの成長・発達を考慮しながら、日常的な遊びの中で体力をつけ、遊んだ後は手洗いや着替えをして清潔を保ち、疲れたときは適切な環境の中でゆっくり休みをとる、など、生

活リズムや習慣を身につけます。

健康診断の結果を保護者に知らせたり、予防接種の予定を知らせるなど、保護者と共に子どもの健康管理を行います。保育施設は集団生活であることを念頭に、感染症の早期発見と早期対応に努め、子どもの健康を管理しなければなりません。

世田谷区内の保育施設においては、生活の中で、清潔であることの心地よさを感じ、元気に過ごすことができるよう、衛生管理・健康管理・健康教育に努めます。

<input type="checkbox"/> 保健(日常の衛生管理・感染症対策・与薬)に関するマニュアルがあり、職員全員に周知徹底されている。
<input type="checkbox"/> 調理職員・調乳担当職員・栄養士の月1回の検便、全職員の採用前および定期的な健康診断を実施しており、結果を適切に管理している。
<input type="checkbox"/> 子どもの入園の際に、既往歴及び予防接種等の把握を行い、入園前健康診断を実施している。
<input type="checkbox"/> 子どもに対し定期的(年2回以上)な健康診断が行われ、結果を職員や保護者に伝達し保育に反映している。
<input type="checkbox"/> 一日を通した生活リズムを把握し、個々の子どもにあわせて睡眠・食事・遊びがバランスよく整え、自己を十分に発揮し健康に過ごすことができるよう配慮している。
<input type="checkbox"/> 排泄(おむつ交換)・着替え等の基本的な生活習慣は、きれいになった心地よさを感じるようゆったりとやさしく言葉をかけ、次第に自分でできるようになることを意識して援助するなど、一人ひとりの子どもの状況に合わせる工夫をしている。
<input type="checkbox"/> 与薬は、医師の指示に従い与薬依頼書や調剤提供書などに基づき行われ、与薬の際は複数の目で確認を行い、与薬が適正に行われたかを確認することができるしくみになっている。
<input type="checkbox"/> 感染症発症時には、施設内掲示等で保護者に伝達したり、施設内の衛生管理を徹底するなど、職員・保護者の協力や職員の連携により拡大防止に努めている。

5 安全管理

保育に関わる職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

子どもは、遊びを通して身体的・精神的・社会的に成長します。成長過程では、子どもを取り巻く環境に対して様々な働きかけを行い、学習していきます。しかしながら、子どもの行動は、判断力や安全に対する認識が未熟であり、様々なリスクを含んでいます。

職員は、子ども一人ひとりを十分に理解し、健全に発達していくために必要な環境を整備し、いつ、どこでも事故が生じる可能性があることを念頭において、職員全員で事故予防に取り組まなければなりません。

世田谷区内保育施設では、リスクマネジメントを徹底し、ヒヤリハットなどの事例を職員全員で検証し、リスクの原因を探り、再発防止に向けて全職員で取り組むことのできる組織でなければなりません。

<input type="checkbox"/> 事故や災害に適切に対応するマニュアルが作成され、全職員に周知されている。
<input type="checkbox"/> 個人情報の管理について、全職員で共通認識し、適切な管理が行われている。
<input type="checkbox"/> 事故報告やヒヤリハット報告があり、職員間で情報共有し、再発防止にむけて話し合いを行い、対処されている。
<input type="checkbox"/> 小さなけがであっても、状況把握をし、保護者に報告している。
<input type="checkbox"/> 午睡の際は、一人ひとりの専用の布団が用意され、午睡チェックを行い、うつぶせで寝ているときは体位を変えるなど、SIDS防止の取り組みを行っている。
<input type="checkbox"/> 遊具の安全点検や保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。

<input type="checkbox"/> 子どもを保育する際は、少なくとも職員2名以上が配置され、緊急時にも対応できる職員体制を整えている。
<input type="checkbox"/> 子どもの体調・表情・けが・食欲・清潔面・情緒面等を観察し、虐待の事実または疑いがある場合は、組織として速やかな対応ができるよう体制が整っている。
<input type="checkbox"/> その日の子どもの様子や保育における安全管理等について、子どもの行動を予測し、職員同士がアイコンタクトやお互いに声をかけあうなどのコミュニケーションにより組織的に保育が実践されている。
<input type="checkbox"/> 防災計画等を策定し、避難訓練・消火訓練を基準どおり実施している。

6 保護者支援・地域の子育て支援

保育施設における保護者支援・子育て家庭支援は「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること」です。

子どもが今を幸せに生き、未来をつくり出す力の基礎を養うことができるよう、保育施設で勤務する専門職である保育士・看護師・栄養士等の職員が協力して、保護者や子育て家庭の支援を行います。

子どもの数だけ育ちにも個性があり、子育ては一様にはいかないものです。

子どもの成長を共に喜ぶこと、悩みがあれば一緒に考えること、子どもの情報を細やかに伝えること、保護者のおかれている状況やその思いを受け止めること、保育の意図を伝え保育実践の見本を見せること、など様々な方法で保護者と子どもの安定した関係や、保護者の子育てへの自信や意欲を高めることに努めます。

また、地域の子育て支援の拠点として、体験保育、子育て相談、子育てひろばなどの保育施設に在籍していない子育て家庭にも施設や園庭を開放し、保護者同士の交流の場を設定したり、子育ての相談を受け付けたり、必要な子育て情報を提供していきます。

世田谷区内の保育施設が、子どものために保護者や地域の子育てを支援することを基本とし、保育施設と保護者や地域が話し合い、お互いの気持ちを認め合い、共に協力して、地域全体で子どもを育てる環境づくりに努めることを大切にします。

<input type="checkbox"/> 保護者懇談会や施設だより、クラスだより、保健だより等を活用し、保育方針や日々の保育の意図、子どもの保育施設での生活ぶり、また職員の状況等を家庭に紹介している。
<input type="checkbox"/> 登降時間の会話や連絡帳などの日々のコミュニケーションや行事等あらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と綿密に連絡を取り合っている。
<input type="checkbox"/> 苦情解決、第三者評価、利用者アンケートに取り組み、その結果を踏まえた保育の改善について保護者に伝えている。
<input type="checkbox"/> 保護者の話を傾聴し誠実に答える姿勢を持ち、保護者と職員相互で子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や園運営に活かす工夫がある。
<input type="checkbox"/> 保護者懇談会や行事などで保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力するなど、保護者間の連携を支援している。
<input type="checkbox"/> 地域における子育て支援の拠点となるために、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣などの子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/> 保育施設の活動や行事に地域住民等に参加してもらうなど、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している。
<input type="checkbox"/> 子どもの成長の連続性を保障するため、子ども同士の交流や職員間の情報交換など、小学校との連携を図っている。
<input type="checkbox"/> 職員は、区や地域で行われているひとり親支援、障害児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように学んでいる。

7 運営体制

保育の質の確保・向上の中心となるのは人材であり、職員が安心して保育に従事し、常により保育に向かって取り組む姿勢を支えるためには、運営事業者の経営が健全に行われていることが不可欠です。

適切な広さや設備、子どもや職員の動線を考慮した保育室が確保され、保育に必要な備品や遊具・玩具等の整備・充実には保育施設職員の意見が反映され、子どものための保育を展開する保育環境が整えられるよう、保育に必要な経費が確保されていなければなりません。

また、職員が経験年数や年齢に応じてバランスよく必要な人数が配置されていることは、職員の保育への意欲や自己啓発への取り組みを支え、保育の質の向上につながります。

さらに、職員が安心して子どもに接することができるよう、社会保障や雇用条件等、労働条件が整備されていることも重要です。

内部の研修のみならず外部の研修にも積極的に参加し、世田谷区独自の取り組みである各地域の保育ネットにおける研修や情報交換にも参加することを通して地域の子どもの子育ての実態を共有し、子育て支援を連携して実施したり、情報交換を通して保育技術や知識を深める機会が豊富に確保されていることは、世田谷区の保育の質の向上につながります。

<input type="checkbox"/> 運営事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。
<input type="checkbox"/> 施設を運営していくにあたっての現場での意見が、経営者層の判断材料となる組織である。
<input type="checkbox"/> 職員の雇用条件、就業規則等が明確である。
<input type="checkbox"/> 職員が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間等）が整備されている。
<input type="checkbox"/> 職員の自己啓発やリフレッシュのため労働環境（人員配置・時間の保障等）が整えられている。
<input type="checkbox"/> 職員のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取り組みが実践されている。
<input type="checkbox"/> 保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢が適切である。
<input type="checkbox"/> 職員の経験年数や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている。
<input type="checkbox"/> 栄養士や保健師、看護師などの専門職を適切に配置している。
<input type="checkbox"/> 職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めのない雇用形態となっており、職員の雇用の安定が図られている。
<input type="checkbox"/> 「2 職員に求められる資質」を身に付けるため、通常業務内において研修やOJTなどの機会や保育ネットに参加し情報交換することができるよう計画的に時間を確保し、職員体制を整えている。

IV 保育の質の向上のため、それぞれに求められること

区では、全ての保育施設が子どもを中心とした保育を実践する「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現を目指し、次の4つの視点をふまえ、事業者・保育施設職員・保護者・地域とともに、保育の質の維持・向上に取り組んでいきます。

- 当事者の参加・参画の推進
- 地域で包括的に支える仕組みの構築
- 若者期を見据えた子育て支援
- 区が果たすべき責任と役割

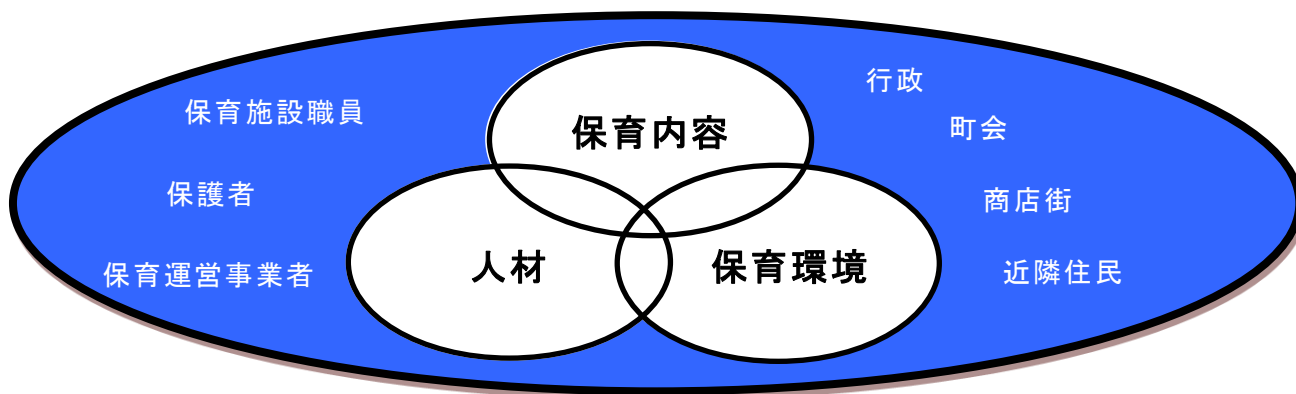
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの視点での保育環境の整備を行う ● 職員の労働条件・労働環境・報酬等の安定を図る ● 保育施設職員の専門性を高める意欲を支援する ● 保護者等が必要とする運営や保育に関する情報を公開する ● 施設間で連携できる環境を整備する ● 恒久的な施設運営のため安定した経営を行う ● 地域に根ざした施設運営を行い、地域と保育施設の適切な関係を保つ
保育施設職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを中心とした保育に意欲的に取り組む ● 一人ひとりの子どもの気持ちや発達を理解し、寄り添う保育を行う ● 専門性を高め、経験を豊かにし、保育の質を高める ● 子どもの育つ姿や保育の意図を伝え、保護者を支援する ● 地域に根ざした保育運営を行う ● 保育の意図や子どもの育つ姿を伝え、在宅子育てを支援する
保護者・地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものための保育や保育の専門性を理解する ● 保護者同士が繋がり、子育てに関する情報を共有する ● 必要な情報を収集し適正に利用する ● 保育施設の保育に協力し、参画・参加する ● 子どもの安全を見守る ● 保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望を持つ
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ● 世田谷区の保育理念・保育方針を明示する ● 保育施設職員の専門性を高めるための機会を提供する ● 施設間の連携を強める仕組みをつくる ● 保護者の必要とする情報をわかりやすく提供する ● 事業者、職員、保護者、地域をつなげる ● 子どもを中心とした保育の質の向上への取り組みを支援する

V 資料「保育の質を確保・向上していくための、これまでの区の取り組み」

1 保育の質の向上委員会

区では、平成21年度に「保育の質の向上委員会」を実施し、様々な保育関係者が話し合いを重ねた結果、保育の質は、次の3つの要素から構成されると定義しました。

保育施設職員や運営事業者、保護者、行政、地域等は、これら3つの要素について理解し、保育の質を支えていくことが必要となります。



【人 材】…保育に関わる資格、専門性、技術・知識、人間性等に関すること

【保育環境】…職員配置、施設整備、安全確保、基盤整備等に関すること

【保育内容】…保育目標、保育計画、健康・安全、保護者支援等に関すること

2 保育運営に関する区独自の基準の主な項目や取り組み

現在運営している認可保育園においては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に区独自の項目を上乗せし、①～③の全ての基準（ただし②については0歳児保育実施の場合のみ）に基づき保育環境を整備している事業者に運営費の上乗せをしています。

①職員配置：国の基準に基づき保育士（資格有り）を10割配置し、かつ1歳児5人に対し保育士1人配置（国基準 1歳児6人に対し保育士1人配置）

②0歳児保育実施園においては、保健師（看護師）1人の配置及び調理員の1人上乗せ配置

③面積基準：0歳児保育室 1人当たり5㎡以上（国基準 3.3㎡）

また、認証保育所は東京都の基準、保育室は世田谷区の基準に基づき運営をしており、区は運営費を助成しています。

3 保育施設整備・運営事業者決定時の取り組み

認可保育園及び認証保育所の整備・運営事業者の決定にあたっては、学識経験者を含む3～5名の委員会を組織し、以下のとおり評価・審査を行っています。

（1）審査内容

委員会において、「法人」、「現在運営している施設の状況」、「これから整備・運営する保育施設」に関して評価し、総合的な審査を行っています。

書類審査	財務状況を含む法人の運営状況、運営している保育施設等の指導計画・保育日誌等、運営している保育施設等の保育内容、新設する保育施設の提案内容などについて、提出された書類に基づき、審査を行っています。
現地調査	現在運営している保育施設等へ赴き、実際に現場で実践されている保育、設定されている保育環境、実施されている給食や食育などについて、審査を行っています。
ヒアリング審査	法人の経営層や施設長候補者に対して、保育観や保育現場で認識している課題と対応、新設する保育施設の実現性などに関して、ヒアリング、審査を行っています。

(2) 重視している評価の視点

「保育所保育指針」「世田谷区保育理念」「世田谷区保育方針」を理解した上で、世田谷区において新たな保育施設を運営する意欲と熱意を有し、保育の質を維持・向上できる事業者であることを基本とし、以下の視点を重視して、評価を行っています。

事業者の理念	児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。
運営管理体制	保育現場や客観的な外部の意見を取り入れるなど、民主的な運営がなされていること。
保育の質	子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、保護者支援のみならず、世田谷区の保育理念と地域の特性に配慮した活動が行われていること。
人材の確保・育成	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること。

4 保育施設開設までの支援に係る取り組み

事業者決定から保育施設開設までの間、より深く区の方針や地域性を理解していただき、円滑に保育施設の運営を開始できるよう、支援を行っています。

(1) 保育施設整備・運営事業者決定時の指摘事項の改善

審査・選定時に、保育内容等に関する課題などが指摘された場合、事業者決定における附帯条件や留意事項を、法人の経営者層や施設長候補者に伝え、保育施設開設前にそれらの条件に対応できるように準備していただいています。

(2) 開設前研修等の支援

必要に応じ、保育施設の開設前に新設保育施設で働く予定の職員を区立保育園で実地研修として受け入れ、新設保育施設の職員間でその経験を共有していただいています。

今後、「世田谷区保育の質ガイドライン」を共有していただくことや区内の社会資源等について把握していただくために、開設前の支援をより充実させていく予定です。

5 保育施設への多様な支援

現在、区内には多様な形態の保育施設があり、それぞれの特性・特色を生かした保育を提供しています。数多くの子どもたちが保育を受け、多くの家庭が安心して子育てできる環境を確保するために、全ての保育施設でよりよい保育が展開されるよう、様々な支援を行っています。

(1) 保育に関わる専門職による巡回指導相談

専門職（保育士・看護師・栄養士）が、区内保育施設を不定期に訪問して日頃の保育内容を見学し、保育内容や衛生管理、子どもの様子や健康状態などを保育施設の方と共に確認し、保育内容の充実のため必要に応じてアドバイスを行っています。

(2) 人材育成

区は、学識経験者等からの最新の保育情報解説や危機管理研修、保育実践等の研修、個人情報保護などの運営管理の研修など、様々な研修を主催、実施しています。

研修の中にはグループワークを多く取り入れ、保育施設職員間で情報を交換し、様々な保育の形態や考え方を学ぶことができるよう工夫しています。

(3) 保育ネット

区独自の取り組みとして、区内5地域で、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に取り組むことが重要であるという共通認識のもと、自発的・自主的に保育ネット（保育関係者のネットワーク）の活動が行われています。

この保育ネットで情報と専門性を共有し、地域の保育施設や関係機関が支えあうことで、保育の質の向上への取り組みがよりいっそう高まると考え、保育ネットの取り組みを側面から支援しています。

(4) 情報共有・外部評価

定期的に園長会や事務連絡会等を開催し、区の事業等の進捗状況の説明や保育施設間の情報共有の場を設定しています。また、第三者評価の定期的な受審や自己評価などを促進し、全ての保育施設が区全体の保育の質の向上に協力して取り組んでいけるよう支援しています。

世田谷区保育の質ガイドライン策定委員

大妻女子大学教授	岡 健
東洋大学教授	森田 明美
成育しせい保育園 園長	正岡 里鶴子
ベビールーム下北沢 設置者	平林 喜美子
保育室SUKUSUKU 園長	秋元 智子
世田谷保育親の会	中山 瑞穂
世田谷区子ども・若者部長	岡田 篤
上祖師谷南保育園 園長	江口 マミ子

世田谷区 子ども・若者部
保育課
保育計画・整備支援担当課

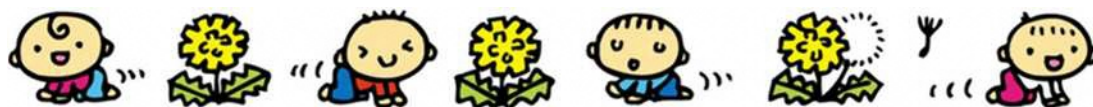


流山市保育の質の ガイドライン



平成30年8月

流山市



目次

1．ガイドラインの策定について.....	1
2．ガイドラインの位置づけ.....	2
3．流山市の保育.....	3
4．保育内容.....	4
(1) 子どもの権利.....	4
(2) 職員に求められる資質.....	5
(3) 保育環境.....	7
(4) 保育内容.....	9
ア 乳児保育（1歳未満児）.....	10
イ 1歳以上3歳未満児.....	11
ウ 3歳以上児.....	13
(5) 食育.....	15
(6) 障がいのある子の保育.....	17
(7) 健康.....	18
(8) 安全管理.....	20
(9) 子育て支援.....	22
(10) 運営体制.....	24
参考	25
流山市保育の質のガイドライン策定委員会.....	26



1. ガイドラインの策定について

流山市では、平成27年3月に、『子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～』を策定し、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち流山」を基本理念として、各種子育て施策を展開しています。

本市の人口は、平成30年6月1日現在、約18万9千人となり、特に、30～40歳代の人口が最も多く、児童数も増えています。また、平成28年の合計特殊出生率は1.57であり、全国平均(1.44)、千葉県平均(1.35)よりも高くなっています。

このような状況において、現在、子育て世代が育児と仕事の両立を図ることができるように、保育施設の整備を積極的に取り組むとともに、保育人材の確保を支援して、待機児童の解消に努めているところです。

また、保育ニーズも様々となり、家庭環境も変化していることから、保育所等に求められる役割も大きくなっています。その中で、保育事業の実施主体も多様化し、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けることができるようにするためにも、保育の質の向上にも取り組んでいく必要があります。

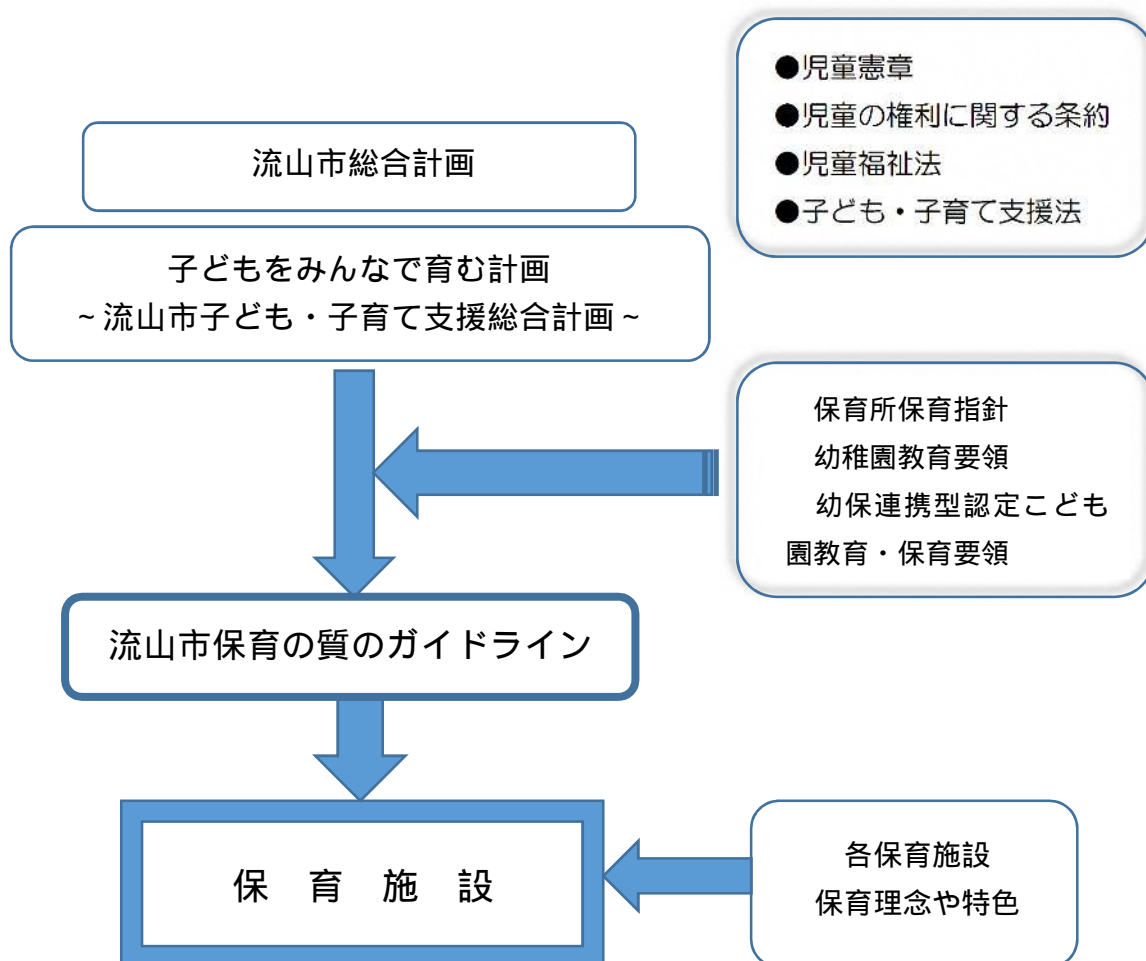
そこで、子どもを中心として、すべての関わる職員が一定の共通認識を持ち、相互に連携・協力するためのものとして、「流山市保育の質のガイドライン」を策定しました。

今後は、職員一人一人が、日々の業務に活用していただくとともに、保護者や地域においても共有し、保育の質の向上を目指していくものです。



2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「児童憲章」や「児童福祉法」等に則り、『子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～』を踏まえながら、国が定める「保育所保育指針」等に基づき、定めたものです。



ガイドライン活用について

保育を実践する保育施設では、備えなければならない、または、整えるように努めるものがあり、職員も行うべきこと、目指していくものがあります。日々の業務の中で、職員を取り巻く環境、自らの行動や目標を確認するために、このガイドラインを活用してください。

職員個人だけではなく、職場の全員に関わる行動や目標もありますので、保育施設内での研修の際にも、お役立てください。

3. 流山市の保育

【子どもをみんなで育む計画の基本理念】

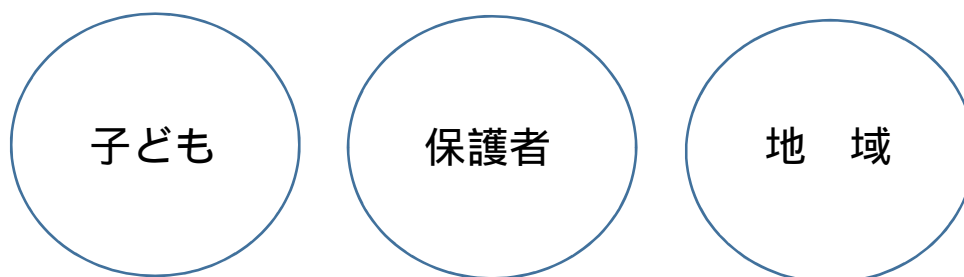
子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち流山

各保育施設においては、保育所保育指針等に基づき、各保育施設独自の保育理念や特色を活かしながら、子どもの最善の利益を考慮し、計画の基本理念の実現に向けて、日々の保育を実践しています。

合わせて、行政としても、保育運営に対する支援を行っていきます。

【流山市の保育の3つの柱】

流山市では、『子ども』を中心に、切れ目のない支援を通して、『保護者』の子育てを支えながら、『地域』全体で子育てを支援する保育を目指します。



スローガン

○ひとりひとりの子どもの最善の利益を第一に考えます。

○切れ目のない支援を通して、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支えます。

○緑豊かな自然と人々の交流・賑わいに囲まれながら、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

4 . 保育内容

このガイドラインでは、本市が特に大切にしたい保育への思いや具体的事項を例示しています。保育事業が多様化する中、施設の特性によって保育のあり方はさまざまですが、保育に関わるすべての人たちが共通理解を深め、保育の質の向上に取り組んでいくことで、子どもの健やかな成長を支えていきます。

(1) 子どもの権利

子どもの権利は、すべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利であり、私たち大人は、その権利を守る責任があります。

現在、子どもを取り巻く環境は多様化していますが、子ども自身の特性などの状況を踏まえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。保育施設においては、子どもの成長を的確にとらえ、子どもの発達段階にふさわしい生活の場となるよう、子どもの権利を守ることを保育の中で展開させていきます。

	子どもの権利を守る立場を自覚し、保育の中で十分に配慮している。
	一人一人の子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認め合う心を育てるように努めている。
	子どもや保護者の気持ち・身体を傷つけるような職員の言動や態度、虐待、差別や決めつけなどを行わせないための振り返りや研修の機会を設けている。
	一人一人の子どもの行動や欲求に対して、穏やかに対応し、子どもが理解できるような年齢に応じたわかりやすい言葉を選び、応答的に関わっている。
	むやみな制止や禁止、子どもの言葉や言動を無視する、不必要な大きな声、否定的・抑圧的・管理的な対応などをしていない。
	乳幼児の感情、考え、願いを様々な方法（しぐさ、泣く、話すなど）で表現できるようにしている。
	子どもの名前を呼び捨てにしたり、あだ名をつけたり、子どもの未成熟さによる言動や動作を何度もさせ、笑ったりからかったりしていない。
	性差への固定的観念等を植え付けないよう、子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて配慮している。
	おむつ交換、トイレ、着替え、プール指導等の際、全裸で放置されることがないように配慮し、他者の視線を遮るよう工夫をしている。

(2) 職員に求められる資質

職員は子ども一人一人を大切に思い、日ごろから子どもと心が通じ合うように十分にコミュニケーションをとることが大切です。子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることに心地よさを感じ、相手への信頼をよりどころとして、生きる力の基礎を培っていきます。

職員は保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことにより、保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てに喜びを感じることができるように支えています。施設長はその責務として、保育所の役割や社会的責任を遂行するために法令を遵守し、専門性の向上に努めています。

このように、子どもの保育と保護者の援助を行っていくためには、全ての職員が職務への責任感を持ち、常に改善に前向きに取り組み、保育技術や知識を高める意欲が必要です。このことは職員間の共通理解を深め、保育施設全体の保育の質を高めていくこととなります。

	保育所保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かしており、向上心を持って取り組んでいる。
	保育所保育指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を考慮して保育をしている。
	子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。
	乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人一人の成長・発達に合わせ見通しを持った援助をしている。
	保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。
	職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。
	職員は、経験の浅い職員を育てることを自覚し、実習生へのアドバイスなども積極的に行っている。
	日頃の保育を定期的に振り返り自己評価し、保育の質を向上しようとする意欲がある。
	日頃から職場内研修や職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高める努力をしている。
	職員会議、研修、他園との交流等を通して、自身の保育の課題や不足している専門知識・技術について「気づき」の機会を多く持とうとしている。

施設長・主任は、施設の課題を自覚し、職員に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。



(3) 保育環境

保育施設は子どものための施設であり、子どもが快適に心地よく生活できる環境を整えることが大切です。職員は子どもの命を守ることを最優先に常に心を配り、子どものための保育環境の点検・確認を行うことが必要になります。

子どもが長時間生活し遊ぶ場として、温かくくつろげる空間と時間を保障し、一人遊びや少人数での遊びをじっくりと行うことや友だちと一緒に体を動かすことができるなど、様々な環境づくりを目指します。

また、子どもが自発的に関わり、遊んでみたくなるような玩具や遊具を準備し、自然と触れ合う機会を設けるなど、子どもの興味や関心を引き出すような環境構成も重要です。

さらに同年齢の子ども同士の関係、異年齢の子どもとの関係、職員との関係などさまざまな人と関わる力を育てていくことも大切になります。

	施設内外にかかわらず、死角をつくらぬよう配慮している。
	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は常に適切な状態に保持している。
	友だちと好きなことをして落ち着いて遊べる場所や一人でじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげる空間がある。
	施設内の掃除が行き届いており、保育室・トイレなどの清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。
	外気に触れ、自然を感じ、興味を持って探索する楽しさを十分に味わい、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭・公園・連携園の施設などが確保されている。
	花壇やプランターの植物、生活の中で緑を楽しむことができる工夫など身近な自然と関わるすることができる取り組みがされている。
	子どもの生活空間において遊具の素材・配置などの工夫をしている。
	身近な自然や素材を生かした保育環境を整え、様々な遊びを豊かに展開し保育をしている。
	手洗い場、机や椅子などは子どもの体に合った大きさを調える工夫をしている。
	子どもの年齢や発達に適した生活と遊びの環境整備がされている。
	乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための配慮がなされている。

	<p>子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が子どもの手の届く場所に用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。</p>
	<p>開園から閉園までの一日を通して、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう静的活動と動的活動の両方を保障し、時間帯によっては異年齢で過ごすことも想定して玩具や遊具を整えている。</p>



(4) 保育内容

保育施設における保育の特性は、「養護と教育の一体的な展開」であり、子どもと生活を共にしながら、子どもをあるがままに受け止め、寄り添い、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをしていくことを通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身に付けていけるように保育を展開します。

生まれてから就学前までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育施設の保育理念や保育目標、地域性などを反映させながら、保育計画に基づく保育を展開します。子どもの主体性を尊重し、子ども自らが環境に関われるように多様な体験をすることを基本とし、一貫性を持ちながら柔軟性を尊重した保育を行います。計画通りにやらせる保育ではなく、子どもの気付きや思いを大切にし、その時々の子どもの状況に応じた応答的な環境の構成や援助を行うことが大切です。

職員の適切な援助によって、子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、その結果として、子どもたちが自己肯定感を豊かに持てるようになります。

	個々の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態に即して個別の指導計画を作成している。
	保育の計画や評価のあり方について、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して展開できるよう、職員間で検討しながら進めている。
	保育士、看護師、栄養士、調理員などが連携をとり、専門性を生かした対応に努めている。
	保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ支援に努めている。
	担当の保育士が替わる場合には、子どもの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。



ア：乳児保育（1歳未満児）

この時期は、視覚、聴覚などの感覚や運動機能が著しく発達し、特定の大人との愛情豊かな応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるという特徴があります。保育者等との信頼関係を土台に、他者との基本的信頼感を形成することは、様々な力を育むことに繋がります。

保育者等は、生活や遊びの場面でそれぞれの子どもの発達過程に応じた学びへの支援を行うことが大切になります。

この時期の保育においては、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要であり、保育のねらい及び内容として、身体的発達に関する視点「健康に伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」という3つの視点が示されています。

	乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いので、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について把握し、職員間で連携を取ったり嘱託医との連携を図り、適切な対応を行っている。
	温かい触れ合いの中で、発育に応じて体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにしている。
	離乳食が完了期へと移行する際、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わいながら、さまざまな食品に慣れるようにしている。
	遊びを通して、感覚の発達が促されるよう玩具の種類や色・大きさなどを工夫している。
	食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないように、職員間で細心の注意を払い合う環境を整えている。
	落ち着いて過ごせるような少人数のグループ構成による保育等を行っている。また、月齢や年齢による一律の区分だけでなく、それぞれの発達の状況に応じた編成を行っている。
	一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を満たし、応答的に関わるようにしている。
	泣く、笑うなどの表情の変化・発声・喃語・身体の動きなどで感情を表現しようとする意欲を積極的に受けとめ、表情豊かにやさしく語りかけたり、一人一人抱いて微笑みかけながら授乳をしたり関わっている。
	子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについて常に十分な点検を行っている。
	子ども達が穏やかに過ごすことができるよう、音の大きさや採光、換気など、状況に応じた丁寧な配慮をしている。

イ：1歳以上3歳未満児

この時期は、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。また、指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育者等の援助のもとで、自分で行うようになります。

発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることから、保育者等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し温かいまなざしで見守るとともに、保育者等の口調、態度などが子どもの心や言葉の育ちに大事な役割を果たすということ意識し、優しく応答的に関わるが必要となってきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

	感染症になりやすい時期であるため、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を行うとともに、職員間で連携を取ったり嘱託医との連携を図り、適切な対応を行っている。
	食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないよう、職員間で細心の注意を払い合いながら、他の子どもと一緒に食べているという気持ちが持てるよう配慮し、環境を整えている。
	言葉が獲得されていく時期であることを考慮し、楽しい雰囲気の中で保育者等と言葉のやりとりをしている。
	子どもの発達状況に応じて、少人数のグループ構成による保育を行ったり、遊びや関わりを工夫するなど、保育の内容を適切に展開している。
	子どもの不安定な感情の表出については、受け止め、そうした気持ちから立ち直る経験や感情のコントロールすることへの気付きなどに繋げていけるように援助している。また、友達との関わりを丁寧に伝えている。
	基本的な生活習慣の習得にあたっては、家庭での生活経験に配慮し、急がせることなく、子どもにわかりやすい方法・やり方などを示し適切な援助をしている。
	探索活動が十分に行えるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。
	五感の働きが豊かになり、様々な人や物を認識できるよう遊びや素材を用意している。(形、色、大きさ、量など)
	身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気づく経験に繋がるようなやりとりをしている。

	発見や心が動く経験が得られるよう、様々な感覚を働かせることを楽しむ遊びや環境を用意している。
	自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付く時期であるため、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守り、愛情豊かに、応答的に関わっている。
	子どもが自分の感情や気持ちを自信をもって表現できるように、受容的に関わっている。



ウ：3歳以上児

この時期は、基本的な生活習慣の自立、語彙の増加、知的関心の高まりなどに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。

この時期の保育は、個の成長と集団としての活動の充実が図られるように、発達の特徴を踏まえ「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5つの領域に示された保育のねらい及び内容について、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で養護と教育を一体的に展開していくことが大切です。

幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を念頭におき、豊かな体験を通して感じたり、気付いたりできるようになったり、また、それを考えたり、試したり、工夫するなどを保育活動全体によって育み、卒園後の学びへの接続に向けて、5歳児後半の幼児の主体的で協同的な活動の充実を、より意識的に図っていくことが大切です。

	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けられるよう、子どもが理解できるように工夫して援助している。
	友達と関わる中で、互いの思いや考えを共有し、共通の目的の実現に向けて考えたり、工夫したり、協力してやり遂げる活動を取り入れている。
	家庭での生活経験に配慮し、子どもが他の子どもと関わりながら生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しを持って行動できるよう援助をしている。
	子ども同士が互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、決まりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つように援助している。
	就学を見通し、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどを基本として保育を行っている。
	子ども一人一人の置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安心感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し行動できるように援助している。
	幼児教育において育みたい資質・能力について、遊びや生活の様々な経験が相互に関連し合い積み重なっていくことに留意しながら、子どもの自発的な遊びを通して一人一人の発達の特性に応じて育てていくように環境を整えている。
	食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないよう、職員間で細心の注意を払い合うようにしている。
	季節の行事や伝統行事等子どもが季節感や文化などを体感したり、日常生活や遊びの中から発達に沿って子どもが主体的に保育施設での生活を楽しめるよう工夫をしている。

	積極的に散歩や園外保育を実施し、近隣の商店街や他施設等を含む地域との交流を図り、社会との関わる取り組みがなされている。
	自然の変化に気付いたり動植物に触れる機会を作り、好奇心や探究心を持って考えたり、命あるものとして大切にすることを育てる取り組みがなされている。
	小学校を訪問したり、小学生と交流する機会を設け、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにしている。
	子どもの生活や育ちについて小学校への接続が円滑にできるように、小学校と連携を持ち意見交換をする場などを設ける工夫をしている。
	卒園後に放課後学童クラブを利用する子どもが、保育施設における生活や育ちとの連続が確保された環境で活動できるよう、情報交換の機会を設けるなどの工夫をしている。
	集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育者等や他の子どもに認められる体験をし、自分の良さや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにしている。
	子ども一人一人の理解を深め、子どもの表現しようとする姿や話の内容を十分に受け止め、適切な言葉で応えながら、わかりやすく話せるようにしている。
	子どもが生活の中で感じたこと、考えたことなどを自分なりの表現で表せるようにしている。



(5) 食育

食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきした生活を送る基礎となる「食を営む力」が培われます。

保育施設における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのにとっても重要な役割を持っていて、施設の規模や設備にあった衛生管理を行い、鮮度の良い衛生的な食材を選定し、旬のものを取り入れながら栄養価を考えて献立を作成します。個々の味覚や乳幼児期の成長発達、生活状況にあわせて栄養価を考え、食品の種類、量、大きさ、固さ、味付けなどを工夫して提供します。食物アレルギーや障害のある子どもなどに対しては、一人一人の子どもの心身の状態などに応じて個別対応をきめ細やかにを行い、職員間でその情報を共有し、子どもの安全を第一に考えた給食を提供します。

また、園庭などで野菜を育て、生長の過程における世話や観察、収穫した野菜を食することなど、様々な保育活動に取り入れ、子どもが食事の単なる受け手ではなく、主体的に食育の取組みに参画できるようにすることが大切です。

	「保育所における食事の提供ガイドライン」をベースに、保育施設の食育に関する方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・給食調理員と保育者等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行っている。
	管理を徹底するためのマニュアルなどを作成し、衛生点検表による毎日の点検、清潔な外衣・帽子・履物の着用、厨房内や調理器具の取扱いなど、衛生管理が徹底されている。
	食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスの整った給食を提供している。
	授乳・離乳期には家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況（未摂取の食材の把握）に応じて時間、調理方法、量などを決め、提供している。
	献立の趣旨にかなった適切な温度で子どもの食事のタイミングにあわせて食事が提供されている。
	子どもの状態に合わせて量を加減したり、大きさや柔らかさ、味付けや彩りなど細かい配慮を行っている。
	すべての献立を配膳し、子どもが好む順番で食べられる環境を設定している。
	テーブルやいすの高さや大きさ、子どもが扱いやすい食器や食具を準備するなど、食事にふさわしい環境を整えている。

	無理やり食べさせたりせず、子どもの気持ちに寄り添いながら給食の介助をしている。
	子ども達が友だちや職員との食事中的の会話を楽しみ、一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べている。
	アレルギー対応については、職員間で子どもの現状を把握し、相互の共通理解と連携を図るようにしている。また、職員間で細心の注意を払い合いながら、他の子どもと一緒に楽しんで食育活動に参加できるよう配慮をしている。
	保育施設での子どもの食事の様子や、食育への取り組みについて保護者に伝えたり、家庭からの食生活に関する相談に応じ、家庭と連携・協力して食育を進めている。



(6) 障がいのある子の保育

保育施設では障がいのあるなしという視点ではなく、全ての子どもについて、その子どもに合った関わりをするという「保育の原点」に立ち、身近な地域で暮らすことができるよう、障がいのある子どもを受け入れ保護者を支援することが望まれます。

障がいのある子どもの発達過程や心身の状態を把握し、理解しながら子どもの一人一人のニーズに合わせて適切な配慮や援助を行い、子どもが生きていくために必要な力を育てます。

また、共に育つ子どもも生活や遊びを通し、大人の関わりを見たり知ることにより、障がいのある子どもに対する理解を深め、互いにあるがままの姿を認め合い、尊重し合い生きていくという心を育てます。このような保育の取り組みを保護者に伝える機会を持ち、理解を得られるようにしていきます。

保育にあたっては、適切な環境のもとで、生活や遊びを通して共に成長できるよう保育を組み立てます。子どもの状況に応じた保育を進めるために保護者と十分に話し合い、信頼関係が築けるように努めます。また、必要に応じて専門家による指導、援助を受けるなど他機関と連携した支援を充実させ、保護者の心情や置かれた状況を十分に配慮することも大切です。

	子どもの状態に応じた環境設備に配慮している。
	個別指導計画を職員で共有し、子どもの状況と成長に応じた保育が行えるように、職員間のサポート体制が整っている。
	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
	保護者との連携を密にして、保育施設での生活に配慮している。
	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や援助を受けている。(児童発達支援センター等)
	職員は、様々な子どもの育ちの特性や関わり方などについて研修などにより必要な知識や情報を得ている。
	保護者の悩みに寄り添い、子どもの育ちや保護者の置かれた状況に関して、共に考える姿勢を持っている。
	切れ目のない支援として繋げていくために、サポートファイルを活用する体制を整えている。



(7) 健康

保育施設では安全な環境のもとで心と体を十分に動かして生活することにより、子どもが健康な生活を送るための基盤をつくることを目指します。食事・排泄・睡眠・着脱・清潔などの基本的な生活習慣が身に付くよう、一人一人の様子を見守り、健康診断や身体測定等の機会を通して、子どもが自分の体に関心を持つようにすることが必要です。乳幼児期は、特に抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期のため、日々の健康観察や衛生管理に気を配り、子ども達が快適にかつ元気に過ごせるように援助を行います。

保育施設は集団生活の場であるため感染症の早期発見と早期対応に努める際は保護者の協力が欠かせないため、日頃から保護者と共に子どもの健康管理や健康支援を行います。また、職員自身の健康管理についても、十分注意しなければなりません。



	保健（日々の衛生管理・感染症対策等）に関するマニュアルがあり、職員全員に周知徹底されている。
	子どもの入所入園の際に、既往歴および予防接種等の把握を行っている。入所入園後も地域で流行している感染症の情報を適宜保護者と共有したり、必要に応じて予防接種の勧奨を行うなど子どもの健康増進に努めている。
	子どもに対し定期的な（年2回以上）健康診断が行われ、結果を職員や保護者に伝達し保育に反映させている。
	調理職員・調乳担当職員・栄養士の月1回以上の検便を実施しており、結果を適切に管理している。
	子どもの健康状態を把握し、体調に合わせて過ごすことができるよう配慮している。子どもの日々の健康観察を行い、子どもの健康状態がいつもと違う状況にある場合はその対応をするとともに、保護者に連絡をして対応の検討を行っている。
	特に0、1歳児は、子どもの食事・睡眠・排泄の状況が家庭と保育施設相互で情報交換できるよう、連絡ノートや生活表を用いるなど工夫している。
	排泄（おむつ交換）・着替え等の基本的な生活習慣は、きれいになった心地よさを感じるようゆったりとやさしく言葉をかけ、次第に自分でできるようになることを意識して援助するなど、一人一人の子どもの状況に合わせる工夫をしている。
	与薬の依頼を受ける場合は医師の指示に従い、依頼書等に基づき行われ、与薬の際は複数の職員で確認を行い、与薬が適正に行われたかを確認することができる仕組みになっている。



(8) 安全管理

保育に関わる全ての職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

子どもの行動はその成長過程において常に著しく変化するため、職員は危険性を認知できないような場所でも、事故が生じる可能性があることを念頭に保育環境を見直し、そのリスクに対応できるように取り組む必要があります。

年齢や発達に応じて子どもの安全に考慮するとともに、危険に対する知識やその理由を丁寧に伝え、子ども自身が危険な場所や遊び方を知り、考えて行動できるように援助します。

また、職員は保育業務の専門職として、一人一人の子どもの心身の発育・発達を見極め、援助し、子ども達が様々な体験をするためにどのように働きかければよいか、連携を取りながら考えていきます。

	事故（プール遊び、水遊び、沐浴等を含む）や災害、不審者対応などにおける安全確保や事故防止についてリスクや注意すべきことが整理され、対応マニュアルの作成や全職員に周知するための研修、発生時を想定した訓練などを行っている。
	事故報告やヒヤリハット報告を職員間で情報共有し、再発防止に向けて話し合いを行い、対処されている。
	災害時の食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄している。
	消防計画や地域の避難場所などを職員に周知し、定期的に避難訓練や消火訓練を行っている。
	災害時の保育体制、保護者との連絡体制及び円滑な保護者への引き渡し方法について整備し、保護者や職員に周知している。
	大雨による河川の氾濫など、水害のリスクに備え、ハザードマップを活用して必要な対策や避難場所・避難経路を確認している。
	施設内で流行している感染症の情報や小さな怪我であっても状況を把握し、保護者に報告している。
	感染症発症時には、施設内掲示などで保護者に伝達したり、施設内の衛生管理を徹底するなど、保護者の協力や職員の連携などにより感染拡大防止に努めている。

	感染症の予防と発生時のマニュアルなどを作成し、職員に周知し、それに基づき取り組んでいる。また、定期的に感染症の予防や発生時の対応（処理の手順や方法）に関する勉強会などを開催し、習得に努めている。
	アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、アレルゲン食品（未摂取の食材を含む）の確認、献立の確認、食事提供時の留意点、誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づき保護者との定期的な話し合いを行い確認している。
	午睡の際は、一人一人の寝具が用意され、睡眠チェックを行い、うつぶせで寝ている時は体位を変えるなど乳幼児突然死症候群（SIDS）防止の取り組みを行っている。また、子どもの顔色や小さな変化も見逃さないように、室内は適切な明るさが保たれている。
	遊具の安全点検や保育に関する設備、備品などを含む保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。
	プール遊びの時には、「監視役」に徹する職員を配置している。また、水が溜めてあるプールやタライ、沐浴槽のそばに子どもがいる時には目を離さないようにし、転倒転落防止に十分配慮している。
	食事の際には水分補給を行い、のどを潤してから食べさせたり、口の中に食べ物が残っていないか、詰め込みすぎしていないかなどの配慮をしながら食事の介助や見守りを行っている。
	園外保育を行う際には、場所の選定に配慮し、危険個所の予測や不審者の対策などを十分に行い、緊急時の連絡体制をしっかりと整えている。
	その日の子どもの様子や活動内容における安全管理について、職員同士で事前の確認、下準備などを行うとともに、子どもの行動を予測し職員同士が声を掛け合いながら保育を実践している。
	引き継ぎ時や活動の切り替え時などに、子どもの人数を確認（顔と名簿、登降所簿などとの照らし合わせ）している。
	子どもを保育する際は、少なくとも2名以上が配置され、緊急時にも対応できる職員体制を整えている。
	子どもの体調・表情・けが・食欲・清潔面・情緒面などを観察し、虐待の事実または疑いがある場合は、組織として速やかな対応ができるような体制が整っている。
	個人情報管理について、全職員で共通理解し、適切な管理が行われている。



(9) 子育て支援

子どもの数だけ育ちにも個性があり、社会情勢が著しく変化する中、子育ても一様ではありません。子どもの成長の喜びを共有すること、子どもの情報を細やかに伝えること、保護者の置かれている状況やその思いを受け止めること、保育の意図を伝え具体的な手立てを紹介するなど様々な方法で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が喜びを感じながら子育てができるように子どもの育ちと子育てを支援していくことが大切です。

また、地域の子育て支援においては、その保育施設の状況に合わせて、地域交流などで施設や園庭を開放し、子育てに関する情報の提供や相談を受け付けていきます。そして、子どもを中心として保護者とともに地域全体で充実した子育ての環境づくりに努めます。

	保護者懇談会や保育参観、施設だより、クラスだより、保健だよりなどを活用し、保育方針や日々の保育の意図、子どもの保育施設での様子を家庭に紹介することで、保護者との相互理解や個別支援を図ることができるようにしている。
	登降時間の会話や連絡帳、活動の記録などの日々のコミュニケーション、行事などあらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と連絡を取り合っている。
	保護者の話を傾聴し、誠実に応える姿勢を持ち、保護者と職員が互いに子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や施設運営に活かす工夫がある。
	保護者懇談会や行事などで保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力するなど、保護者間の連携を支援している。
	職員は、ひとり親支援、障がい児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように学んでいる。
	特別なニーズ（外国籍、経済的困窮、養育困難等）を有する家庭への支援について、職員間で情報共有し配慮している。
	育児不安などがみられる保護者に対し、保護者の思いや家族の状況、保育施設での子どもの様子（発達や行動特徴等）を踏まえ、援助の仕方を一緒に考える姿勢を持ち支援を行っている。
	個別な配慮が必要な子どもやその保護者に対して、適切な対応ができるように努めている。

	虐待等の恐れがあると職員が感じた場合には、すみやかに情報を共有し、対応を協議する態勢が整えられ、関係機関と連絡を取っている。
	保護者支援を行う際には、主たる援助者を施設長、主任、他の保育者等が役割分担して支えられるよう、保育施設が組織として援助する体制を整えている。
	苦情解決や利用者の意見、要望等に誠実に対応し、その検討結果について必要に応じて保護者に伝えている。
	子どもの生活を24時間サイクルでとらえ、長時間保育においても連続性を考慮した対応ができるよう、引き継ぎ・申し送りのシステムを整えている。
	保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持するよう努めている。
	保育施設の実情に応じて、地域の人との交流の機会を設けたり、子育て家庭に対する支援を行っている。
	地域における子育て支援拠点となるために、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣などの子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。



(10) 運営体制

保育の質の向上するために中心となるのは人材であり、職員が安心して業務に従事し、自らの専門性を高める意欲を持ち続けるためには運営事業者の健全な経営が不可欠です。

適切な保育室の広さ、子どもや職員の動線を考慮した保育室が確保され、保育に必要な備品や遊具などの整備・充実には職員の意見が反映され、子どものための保育を展開する保育環境が整えられるよう、保育に必要な経費が確保されている必要があります。

内部の研修及び外部の研修にも積極的に参加し、各地域の子育てに関わる様々な関係機関と連携を構築することは保育の質の向上につながります。

また、経験の浅い職員の育成については研修などを活用し実践力をつけていくなど、研修体制を保育所運営の中に位置付け、職員に適した自己啓発への努力を支えることが望まれます。

	運営事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。
	経営者層と現場の職員との意見交換の場があり、方針決定や判断の参考としている。
	職員の雇用条件、就業規則などが明確である。
	職員が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間など）が整備されている。
	職員の自己啓発やリフレッシュのための労働条件（人員配置・時間の保障など）が整えられている。
	職員が安定して働き続けることができるよう、ワークライフバランスの実現や心身の健康管理の環境づくりに取り組んでいる。
	職員の毎月の腸内細菌検査、採用前及び採用後の定期的な健康診断を実施しており、結果を適切に管理している。
	保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢の適切な配置に配慮している。
	職員の経験年数や年齢等について、均衡の取れるような体制に配慮している。
	栄養士や保健師、看護師などの専門職を適切に配置している。
	職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、雇用の安定が図られている。
	職員が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、それに合わせた研修体制が整えられている。

参考

各種制度や指針等については、下記の URL をご参照ください。

(掲載している URL は平成 30 年 8 月 1 日時点の情報です)

【内閣府のホームページから】

○子ども・子育て支援新制度について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html>

【文部科学省ホームページから】

○児童憲章

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/1298450.htm

○幼稚園教育要領

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019.htm

【厚生労働省ホームページから】

○保育所保育指針

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

【外務省ホームページから】

○児童の権利に関する条約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

【各種法令について (e-Gov 法令検索ページ)】

○児童福祉法及び子ども・子育て支援法 (下記ページから検索)

<http://www.e-gov.go.jp/law/>



流山市保育の質のガイドライン策定委員会

委員構成

所属名	氏名
江戸川大学 こどもコミュニケーション学科 教授	浅川 陽子
中野久木保育所 所長	鈴木 由利子
平和台保育所 所長	小川 幸
平和台保育所 主任保育士	高橋 綾
かやの木保育園 園長	櫻庭 康子
たかさごスクールおおたかの森 園長	武田 愛真
アートチャイルドケア南流山保育園 園長	小見山 美穂
オハナゆめキッズハウスおおたかの森 園長	藪本 敦弘
子ども家庭部 保育課 課長	浅水 透
子ども家庭部 子ども家庭課 課長	熊井 彰

<事務局>

子ども家庭部 保育課・子ども家庭課

ガイドラインに関する相談問い合わせ

保育課：04 - 7150 - 6124



流山市子ども家庭部 保育課 子ども家庭課

武蔵野市保育のガイドライン

(平成29年3月改訂版)

目次

改訂にあたって	1
はじめに	2
本ガイドラインの位置づけ	3
I 第四次子どもプラン武蔵野の計画の理念と認可保育所の役割	4
1 『第四次子どもプラン武蔵野』の計画の理念と基本的な考え方	
2 市における認可保育所の役割	
II 保育内容と環境	5
1 生活と遊び	
2 保育環境	
III 保育園における子どもの健康づくり	7
1 食育の推進	
2 健康な体づくりと健康管理	
IV 保育上の安全の確保および危機管理	8
1 危機管理の重要性	
2 日常の保育における安全管理	
3 プライバシー保護と情報管理	
4 防災について	
5 防犯について	
6 緊急時の連絡体制について	
V 障害児保育	9
1 障害児保育の目的	
2 障害児保育を円滑に進めるための取組み	
VI 養育困難ケースへの対応	10
VII 保護者・地域との連携・協力	11
1 保護者とともに	
2 地域社会とともに	
VIII 地域子育て支援事業	11
1 0歳児を対象とした子育て支援事業	
2 子育てフェスティバル	
IX 保育の質の向上	12
X 災害発生時の社会福祉施設としての役割	12
おわりに	13
保護者委員の視点から	14
監修者の言葉	15
【資料1】検討の経過（平成24年3月策定時）	16
【資料2】委員名簿（平成24年3月策定時）	17
【資料3】改訂版作成メンバー 園長会（平成29年3月改訂時）	18

改訂にあたって

「武蔵野市保育のガイドライン」は、市立保育園の保育士をはじめとする専門職のほか、民間保育園の保育士、認可保育園の保護者を委員とする検討委員会（資料1、2）を設置し、今まで市立保育園で共有してきた「保育のガイドライン」をベースに子どもたちの最善の利益が最大限尊重されるための事項について議論を重ね、まとめたものです。

ガイドライン策定後は「保育のガイドライン保育部会」を立ち上げ、毎年設定するテーマに沿って各園での保育実践の検討や学びあいなど、その活用と積み重ねが継続して行われています。

策定から5年が経過し、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行や第四次子どもプラン武蔵野の策定のほか、保育所利用児童数の急激な増加やそれに対応する保育施設の整備など、保育施設をめぐる社会情勢がめまぐるしく変化しています。

一方で、国においても保育所保育指針が平成30年に10年ぶり改正されることになり、現在、改正案が示され、29年度中に決定する予定です。

今回の「武蔵野市保育のガイドライン」改訂にあたっては、これまでの策定の議論を尊重し、これらのうち制度変更等に対応する部分のみについて、園長会（資料3）で検討を重ね、必要最小限の修正にとどめることとしました。

平成30年の保育所保育指針の内容等をふまえ、次期の「武蔵野市保育のガイドライン」の改訂にあたっては、社会情勢の変化やこれまでの本市の保育の取組みなども考慮し、さまざまな方々から意見を聞きながら進めていく必要があります。

今後も、武蔵野市の子どもたちの健全な心身の発達を最優先に保障するため、「武蔵野市保育のガイドライン」を認可施設に関わるすべての職員・保護者が共有し、実践できる仕組みを構築し、実効性のあるものとする事で、さらなる保育の質の向上を目指していきます。

《主な改訂点》

- ・ 『はじめに』の前に『改訂にあたって』を追加
- ・ 本ガイドラインの位置づけに認定こども園の根拠を追加
- ・ 子どもプラン武蔵野の記載を第三次から第四次に変更
- ・ IX 保育の質の向上に市の配置基準表を追加
- ・ 新制度における認可施設との連携や就学前施設におけるリスクマネジメント委員会の実施、保育園BCPマニュアルの整備など現在実施している項目を追加
- ・ その他『保育園』の表記を『保育施設』に変更するなどの文言修正

※ なお、本文中の「はじめに」、「おわりに」、「保護者委員の視点から」、「監修者の言葉」については、一部の内容が現在の状況に即していない表現となっている所もありますが、策定当時の内容をそのまま掲載しています。

はじめに

武蔵野市では、平成22年3月に策定した第三次子どもプラン武蔵野に基づき、市立保育園の運営形態を見直し、平成23年4月より2つの保育園を公益財団法人武蔵野市子ども協会に移管しました。移管にあたっては、保育の質の担保として、それまでの保育内容・保育実践を保障するために、市立保育園が共有していた「保育のガイドライン」（平成19年度作成）を継承することとしました。

また、第三次子どもプラン武蔵野では、「認可保育所における保育の質の維持・向上」に取り組むこととし、「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」を策定する中で、市における保育内容の水準を定めた「武蔵野市保育のガイドライン」をあらためて定めることを明記しました。

本ガイドラインの策定にあたっては、平成22年11月に市立保育園の保育士、栄養士、看護師、民間保育園の保育士、認可保育所の保護者を委員とした「武蔵野市保育のガイドライン検討委員会」を設置し、従来の「保育のガイドライン」を基に、さまざまな立場から武蔵野市の子どもたちの最善の利益が最大限に尊重されるために大事にしていきたい事項をまとめました。

保育所保育指針¹に依れば、保育所の保育とは、「養護」と「教育」²を一体的に取り組むことを特性としています。

子どもたちは、日々の保育園生活の中で同年齢や異年齢による集団を形成します。専門性を有する保育園職員による集団保育の中で、子どもたちは年齢相応の友達との関わりを通して自己を成長させていきます。保育とは自らが伸びゆく無限の可能性をもつ子どもたちの成長・発達を保障することといえます。

保育園職員は、子ども自身の意欲・要求を受けとめ、一人ひとりの発達に応じた保育の取組みとそのプロセスを保護者とともに考え、明日を楽しみに子どもが喜んで行きたくなる保育園、保護者が安心して預けられる保育園づくりを心がけています。

保育園における保育の質とは、子どもが社会の一員として尊重され、その健全な心身の発達を図るために保育を実践することと言えます。さらに、保育室の環境や園庭の広さ、遊具や教材、調理室の設置や給食の内容までも含め、保育園全体での保育に対する取組みだと考えています。

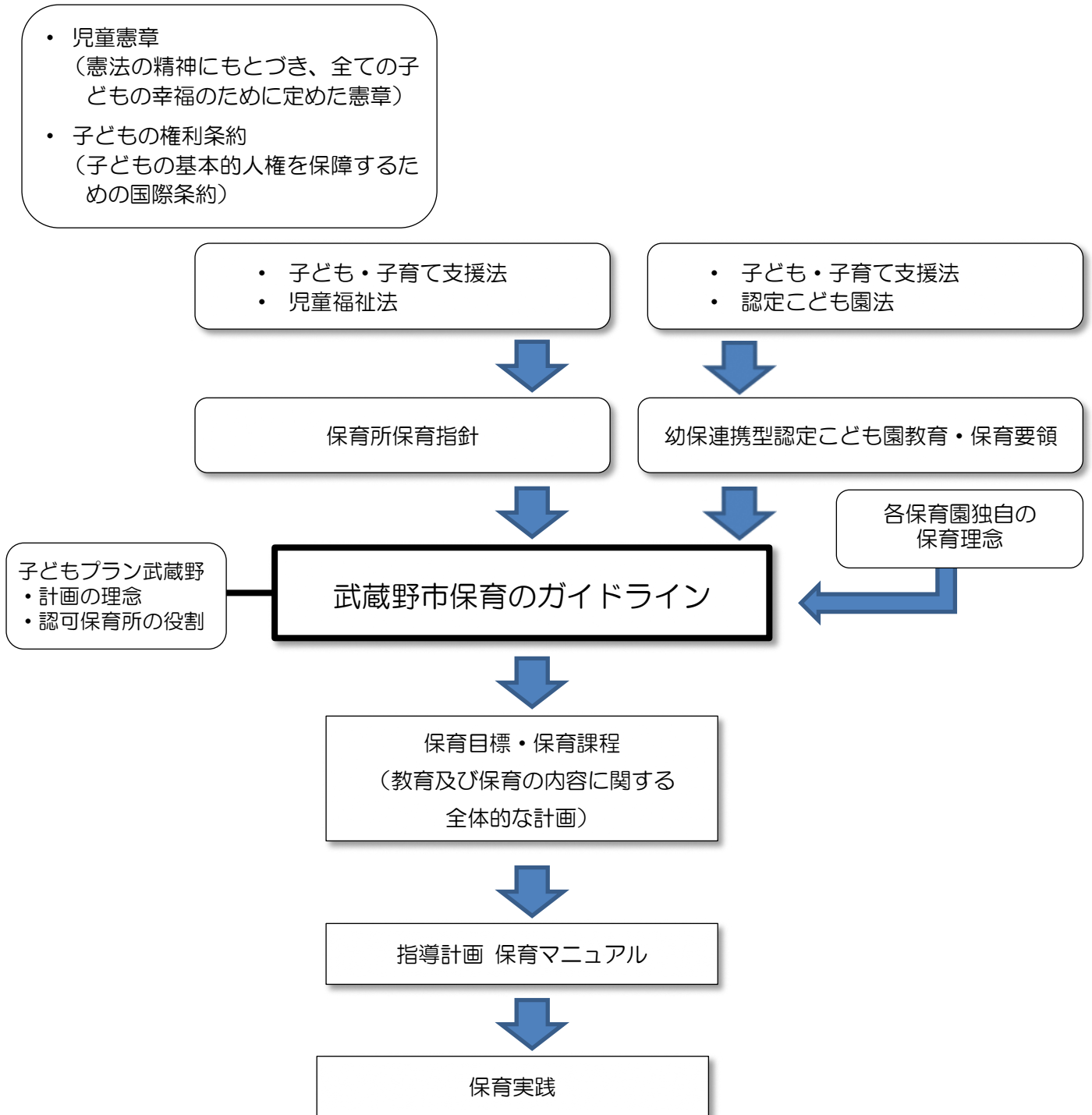
そして、保育の質を高める要素として、保育園で働く全ての職員の専門的資質と職員集団のチームワーク、さらに職員と保護者が子どもを真ん中にしてともに考え、子どもと向き合っていくという、パートナーシップを築いていくことが不可欠です。

公設、民設に関わらず、認可保育所に関わるすべての人がこの『武蔵野市保育のガイドライン』を共有し、保育の質の向上を目指してまいります。

¹ 保育所における保育の内容や運営についての基本原則。児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定めた告示として位置づけられています。

² 子どもたちは、生まれたときからいつも、毎日の生活や遊びの中であらゆることを学んでいます。本ガイドラインにおける「教育」とは、子ども達の意欲や主体性を大切に、その学びを支え、促す働きかけと捉えています。

本ガイドラインの位置づけ



I 第四次子どもプラン武蔵野の計画の理念と認可保育所の役割

1 『第四次子どもプラン武蔵野』の計画の理念 と基本的な考え方

武蔵野市では、これまで子ども施策の推進を市政の優先施策として取り組み、すべての子どもや子育て家庭を支援し、「全児童施策」、「ファミリーフレンドリー」の理念を掲げて事業を推進してきました。第四次子どもプラン武蔵野においては、これらの理念を引継ぎつつ、生涯を通して住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、新たに以下の基本理念を設定しました。

《基本理念》

すべての子どもが健やかに育ち、未来に向けて自ら力強い一歩を踏み出す力を身に付けることを支えるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目指します。

《基本的な考え方》

基本理念に掲げる社会の実現に向けて、以下の3点を基本的な考え方とします。

① 社会の希望・未来である子ども自身の健やかな育ちを尊重し、保障します。

子どもの貧困等の環境要因に左右されることなく、すべての子どもの発達を保障し、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子ども自身のニーズを重視した施策を展開します。

② 家庭の教育力・子育て力を高める環境をつくります。

父母・保護者には子育てについての第一義的責任があり、また、家庭は教育の原点・出発点であることから、親としての成長を支援する取組みを推進し、子どもの成長に喜びと生きがいを感じながら子育てができるように、子育てしやすい環境の整備を進めます。

③ 地域社会全体で支え合い、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援します。

父母・保護者が子育てについての責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するためには、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支えていくことが必要です。行政や教育・保育・子育て支援施設、市民、地域団体・NPO、民間企業など、様々な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協力して子どもの健全な育成や妊娠・出産期から子育て家庭と関わっていけるような施策を進めます。

2 市における認可保育所の役割

認可保育所は、児童福祉法に基づき、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場です。

武蔵野市における認可保育所は、国の定める保育所保育指針を踏まえ、子ども自身の意欲・要求を受けとめ、家庭との緊密な連携の下、一人ひとりの発達過程に応じた保育実践を行います。

具体的な役割は下記の6つです。

- ① 児童福祉法に基づく児童福祉施設として保育を必要とする乳幼児の保育を行う役割
- ② 地域のお他機関との協働的支援と保育行政と連動したネットワークの組織としての役割
- ③ 地域の子育て支援の拠点としての役割
- ④ 地域の新認可施設と連携関係を結び交流を通し乳幼児の育ちを共有していく役割
- ⑤ 養育困難ケースの対応を行う保育施設としての役割
- ⑥ 災害発生時の社会福祉施設としての役割

II 保育内容と環境

認可保育所・認定こども園は、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、各保育施設独自の保育理念及び保育目標に基づいて日々の保育実践を行っています。保育施設では、子どもたちの発達と成長を保障するという目的のために、「豊かな人との関わりを通して人格形成を促すこと」「生活の基礎が身につくような支援」「発達や個々の興味に即した様々な遊びや課題活動」を展開します。

1 生活と遊び

(1) 生活

子どもたちは、一日の大半を保育施設で生活しています。食べる、寝る、着替える、排泄するなどの基本的生活を繰り返し積み重ねていく中で、食事の準備、片付け、清潔、物の管理、整理・整頓など、自分の身の回りのことを自分でする力をつけていきます。また、当番活動など集団生活を営んでいく為の取組みを通して、自分たちの生活を自分たちで進めていこうとする力を養っていきます。

子どもが快適な生活をするうえで、安定した生活リズムと日課は重要です。24時間の生活を見通し、家庭と緊密に連携しながら、子どもにとって良い生活リズムを徐々に整えていきます。一日を通して常に子どもの様子を観察し、安全や体調変化に気を配りつつ、落ち着いた家庭的な環境設定を心がけ、一人ひとりが安定して過ごせるよう配慮します。

早朝・夕方・延長保育についても、日中の保育と同様に安全で安心できる環境のもとで行います。早朝保育では、気持ち良く一日のスタートを切れるよう受け入れを大切にし、健康状態をはじめ家庭からの連絡を日中の保育に活かせるよう職員間で共有します。夕方・延長保育では、一日を終えていくのにふさわしいよう、気持ちを静め落ち着いて過ごせるよう工夫します。必要に応じて日中の様子を伝えるなど、保育施設での生活を家庭での過ごし方につなげていけるよう配慮します。

様々な年齢の子どもや保護者に対応していくために、日ごろから子どもの姿・保護者の状況を職員間で共有していきます。

(2) 遊びと課題活動

遊びは子どもにとって主体的な活動であり、人として成長していくためのあらゆる要素が含まれています。

子どもは大人の仲立ちにより、自らの世界を広げ、様々な遊びを子ども同士で楽しむようになります。成長するに従い、好んで友達と一緒に遊ぶようになり、一人遊びから集団的な遊びへと

発展していきます。友達と一緒に活動する楽しさを経験し、仲間の一人であることを自覚していきます。

乳児期には、好きな遊びに一人でじっくり取り組む中で、「自分で（やる）」「いや」などの自己主張や、友達と関わりたい気持ちが芽生えます。友達との関わりを通し、玩具を取り合うなど、自分の思い通りにはならない経験もします。自分の思いを言葉にできないとき、大人が子どもに寄り添い、その気持ちを言葉で言い表したり、補ったりを繰り返すことにより、子ども自らが自分の思いを言葉にして伝えられるようになっていきます。

幼児期には、友達と一緒に活動する楽しさを経験していく中で、様々な共感やぶつかり合いを繰り返しつつ、仲間と過ごすことの喜びや楽しさを感じられるようになります。一緒に遊ぶためには、自分のことだけではなく、友達の気持ちも受け入れなければならないことに気づき、友達の思いに心を寄せ、自分の気持ちに折り合いをつけられるようになっていきます。友達との遊びを追求しながら、子どもは自己形成をしていくのです。

これらを踏まえ、保育施設では以下のことを大切にしています。

- ① 課題活動として、音楽に合わせて身体を動かす、遊具を使って運動する、歌や手遊びを行う、手指を使って描く・作る、絵本やお話の世界に親しむ、飼育や栽培などを通しての科学認識の芽を育てる、といった形で展開される複合的な活動があります。一人ひとりの子どもの意欲や主体性を育むために、それぞれの年齢と発達に即した課題を持って活動を展開します。
- ② 豊かな自然を印象深く受け止め、季節の移り変わりを肌で感じることを目的として散歩に出かけます。また、散歩には、体作りというねらいもあります。
- ③ 保育の一環として年間を通して様々な行事を実施しています。行事には入園・卒園や誕生日など成長の節目を祝うもの、節分やこどもの日のような伝承・季節行事などがあります。日本の伝統的な文化についても行事を通して伝えていきます。また、日々の保育の積み重ねを大切にしたい行事として運動会などがあります。いずれの行事も安定した日常の保育との関わり合いの中で、生活や遊びがより豊かになるように取り組みます。
- ④ 少子化により、家庭及び地域においても、異年齢の子ども同士の関わりが少なくなっています。保育施設ならではの特性を生かし、子どもの主体性を尊重していきながら、日常生活や遊びの中で、異年齢で関われる環境づくりや日課を工夫します。

2 保育環境

子どもは自らを取り巻く環境に主体的に関わることにより心身の発達が促されます。子どもが安全で気持ちよく過ごすことができる、そして子どもが自分で考え主体的に行動できる力を身につけられる環境を整え、援助します。

(1) 人的環境

子どもは人間として尊重され愛されることによって、人への信頼感を育んでいきます。この信頼感を拠りどころとして、身近な環境（人、事物、出来事など）に自発的に働きかけていきます。保育施設では、子どもが安心し、安全で安定した生活をおくることができる人的環境を整えるため、以下のことを大切にします。

- ① 言葉では十分に表現することができない子どもの思いやまなざし、要求を受けとめ、それを満たしてあげることにより、子どもとの信頼関係を築きます。

- ② 子どもが周囲の大人や友達に関心を持ち、自ら関わろうとすると、思いを受け入れられることもあれば、受け入れられないこともあります。時にはぶつかりあいなども経験していきます。保育施設職員は、子どもの思いに共感する、互いの思いを言葉により代弁するなど仲立ちとなって、子どもたちが、徐々に相手の思いに気付いていけるよう働きかけます。
- ③ 身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わる機会を用意します。
- ④ 子どもは、大人が様々な人と関わる様子を見えています。保育施設職員は、自身が子どもにとって最も身近な人的環境であるとともに、モデルであることを自覚し、自らが様々な人とのより良い関わりを築くよう努めます。

(2) 物的環境

子どもの目線・動線を考慮し、安全で衛生的な物品の使用、配置を心がけます。また、子どもが興味のある活動に主体的に取り組んでいけるよう、遊具や道具を準備し、配置します。

Ⅲ 保育施設における子どもの健康づくり

1 食育の推進

保育施設における食育は、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成などの「食を営む力」の基礎を培うことを目標としています。

保育施設では、食育基本法、食育推進基本計画及び「保育所における食育に関する指針」を参考にし、保育所保育指針に示された「保育課程」とこれを具体化した「指導計画」の中に食育計画を位置づけます。実施するにあたっては、職員が協力し、家庭や地域と連携をとりながら、各保育施設の創意工夫のもとに食育を推進していきます。

食事の提供は、各保育施設の方針及び食育計画に基づいて行います。

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のためにも給食は重要です。給食を通じ、子どもが食べることを楽しみ、それを分かち合えるように、以下のことを大切に取り組みます。

- ① 衛生管理や食材の選定に十分考慮し、安全・安心な給食を心がけます。
- ② 子どもの発育・発達状態などを把握し、必要な栄養量が確保できるように献立を作成します。
- ③ 旬の食材や行事食を献立に取り入れます。
- ④ 子どものそしゃくや嚥下機能の発達に応じて、食品の種類、大きさなどを考慮し調理します。
- ⑤ 基本的には手作りで、素材の味を生かし、うす味で調理します。
- ⑥ 野菜の皮むき、料理保育(料理体験)など豊かな食の体験ができる環境を作ります。
- ⑦ 食物アレルギーなど特別な配慮が必要な子どもには、適切に対応します。
- ⑧ 試食会、献立表などを通じて、保育施設での子どもの食事の様子や食育の取組み、食の情報などを保護者に伝えます。

2 健康な体づくりと健康管理

乳幼児は抵抗力が弱く、さまざまな病気に罹りやすいものです。保育施設では心身ともに健康に、発育、発達を保障できるよう日々の健康観察と対応を熟知し、安全で清潔な生活環境を整える必要があります。そのために感染症マニュアル等の保健業務マニュアルを作成し、それに基づき業務を行います。

(1) 健康状態の把握

保護者からの子どもの情報をもとに、職員による日々の心身の状態観察や嘱託医と歯科医による定期的な健康診断、身体測定などにより、総合的に一人ひとりの子どもの状態を把握します。

(2) 環境整備

自らの危険を回避できない乳幼児のために、危険箇所の点検を日々行い、安全で衛生的な環境の整備を行います。

(3) 健康に必要な習慣を身につける

子どもの発達過程に応じ、子どもたちが健康に関心を持ち、適切な行動がとれるよう、家庭と保育施設が連携をとりながら援助していきます。

IV 保育上の安全の確保および危機管理

1 危機管理の重要性

成長・発達の過程では、歩けなかった子が歩き始めるというように、身体移動の自由を獲得していきます。また、転んだりぶつかったりといった経験を通し、年齢相応の学習をし、危険を予測する力が備わっていきます。子どもは危険に対する判断力や安全に対する認識が未熟なため、常に危険（リスク）と隣り合わせです。保育施設では、子ども一人ひとりを十分理解し、健全な発達を保障する環境を整備します。そして、事故はいつでも起こりうることを認識するとともに危険予測をし、事故予防及び危機管理に取り組みます。

保育施設等における安全性確保のため、平成27年度より「就学前施設におけるリスクマネジメント委員会」を設置し、保育中の事故の予防、災害における被害の軽減のための方策について検討し、リスク強化を図っています。

2 日常の保育における安全管理

毎日、子どもが安全でのびのびと楽しく遊び、生活できるよう全職員で安全に対する配慮と実践を行い、安心して安全な保育に取り組みます。そのため、日ごろから子どもの観察（体調・動き方・息づかい・機嫌・表情・食べ方など）に努め、一人ひとりの子どもや集団の特性を十分に把握し、職員全体で共有するよう努めます。

3 プライバシー保護と情報管理

保育施設は、一人ひとりの子どもや家庭と深く関わることから、様々な個人情報を管理してい

ます。職員は、日頃から守秘義務についての自覚を高め、認識しておく必要があります。保育施設では、人権への配慮、個人のプライバシー侵害につながらないような情報管理のあり方を理解し、徹底しておくことが必要です。

また、保育施設の入所者でない家庭や子どもたちを対象とする地域子育て支援事業でも、同様の守秘義務を負っていることを自覚し、職務にあたります。

4 防災について

災害に対する職員の心構え及び災害発生に備える対策としての防災訓練の実施、開園時間中に災害が発生した時の具体的な対応を記した、各保育施設の実情（建物の状況、立地条件など）に応じた防災マニュアルを整備します。そして、マニュアルに即して対応するばかりでなく、自然災害は想定外の規模で起こり得ることと意識し、柔軟かつ最善の対応によって子どもたちを守り、職員としての責務を果たします。

5 防犯について

近年増加している子どもたちが巻き込まれる犯罪を防ぐため、不審者を想定した防犯訓練などを実施し、子どもの防犯意識の向上及び職員の対応強化をはかります。

また、市から提供される不審者情報、ホワイトイーグルから得られた情報を保護者とも共有し、皆で子どもを守るという意識のもとに、安全確保に努めます。

6 緊急時の連絡体制について

万が一、児童の怪我、事故、不測の事態、感染症や食中毒、災害発生時には、速やかに保護者、市子ども育成課などの関係機関に連絡、報告を行い、適切に対応します。保護者への連絡については、災害伝言ダイヤルや、市と連携を取りながら緊急時メール配信システムなどの複数の連絡手段を活用できる体制を整え、より速やかに、確実に連絡するよう努めます。また、やむを得ず保護者がお迎えに来ることができない事態に備え、必要な食糧備蓄等を行うとともに、引き取り終了まで責任をもってお預かりします。

また、保護者とともに年1回の緊急引き取り訓練などを通じ、緊急時の連絡、対応がよりスムーズに行うことができるよう、日頃から訓練します。

V 障害児保育

※本ガイドラインにおいては、市の要綱等に基づく場合は「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記します。

1 障害児保育の目的

障害児保育事業は、心身に障がいがある子どもを保育施設で受け入れ、必要な保育を行うことにより、子どもの福祉向上を図ることを目的としています。障がいがある子どもと健常な子どもがともに生活し、時間と空間を共有する中、相互に影響しながら互いのあるがままの姿を認め合い、関わり方を知っていくなど、ともに育ち合う保育を目指します。

一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活や遊び、人間関係の心地良さを経験し、ともに成長できるよう保育を組み立てます。子どもの状況に

応じた保育を進めるために、家庭との連携を密にし、子どもと保護者に寄り添いながら適切な対応を行います。必要に応じて専門家、他機関と連携した支援を充実させます。

障害児保育を進めるにあたっては、個人情報を守り、障がい児の保護者の心情に配慮しながら、その目的を全保護者に伝え、理解を得ることができるよう努めます。懇談会などの機会を利用し、日々の生活や遊びの様子、子ども同士の関わりなどを伝え、障がいのある子もない子も、お互いの存在があることでともに成長していくことを、保護者同士も共感できるように努めます。

2 障害児保育を円滑に進めるための取組み

(1) 保育相談員による巡回指導の活用

障害児保育についての専門知識を持つ保育相談員が、市内認可保育所・認定こども園を巡回し、子どもの状況について観察、必要に応じて発達診断、保育者及び保護者への指導助言を行います。保育施設職員は、保育相談員のアドバイスを受け、日々の保育に活かします。

近年増加傾向にある「特別な配慮を要する子」についても、一人ひとりの状態の把握に努め、相談員の助言も活かしながら、その子に応じた保育の手立てを探り、支援します。

(2) 他機関との連携

地域療育相談室「ハビット」、子ども発達支援室「ウィズ」、保健センターなど各関係機関との連携により、充実した保育を目指します。

(3) 障害児全体保護者会の実施

市内の保育施設で障害児保育を受けている子どもの保護者、保育相談員、子ども育成課認定担当、各保育施設長の出席により保護者会を開き、子育ての情報交換や、保育相談員の助言などにより保護者同士のつながりを支援します。

(4) ケース研究会における実践検討

市内保育施設の職員、関係機関、保育相談員の参加によるケース研究会を開催し、障害児保育についての実践検討を行います。保育相談員の助言を受けながら実践検討の成果を保育の質向上につなげていきます。

VI 養育困難ケースへの対応

保育施設では、通園している子どもの心身状態や家庭での生活養育の状態などを把握し、見守り、支援しています。職員は、専門職として、子どもの虐待を未然に防ぐため、また早期発見のために、日々の子どもの観察と保護者との関わりの中で、どんな小さなサインも見逃さないよう心がけます。

また、児童虐待の防止等に関する法律により、保育施設などの児童福祉施設には、虐待が疑われる場合には速やかに市の子ども家庭支援センター若しくは杉並児童相談所に通告することが義務付けられています。

市では、児童虐待を受けた児童に対する迅速かつ適切な対応及び子育て家庭への支援を行うた

め、「武蔵野市子育て支援ネットワーク」を構築しています。

保育施設はネットワークの一員として、日ごろより関係機関と連携、協力しながら、情報を共有し子どもを守るための積極的な取組みに努めます。

Ⅶ 保護者・地域社会との連携・協力

1 保護者とともに

保育施設は、保護者とともに子どもの成長を見つめ、喜びや悲しみを共有し、困ったことがあれば一緒に考えていきます。保護者の子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちに共感することを大切にします。その際には、保育の方針や内容について、その目的を説明し、保護者と共有するよう努めます。保育施設は、保護者が親として育つ場でもありたいと考えています。

保育施設における入所児童の保護者に対する支援は、日常の保育と一体的に行います。具体的には、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、懇談会や行事、保育参観や保育参加など、様々な機会を活用して行います。

2 地域社会とともに

子どもたちが健やかに成長するためには、行政、地域、NPO、事業者など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力のうちに子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点から、保育施設は、保護者との連携・協力、地域住民との連携を図りながら、そして保護者も地域住民の一員であることを自覚しながら、すべての子育てで家庭の子育ちを支援していきます。

Ⅷ 地域子育て支援事業

保育指針にもあるとおり、保育施設には、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て家庭に対する支援を行う役割があります。

社会状況が変化する中で、子育て家庭の孤立が深刻な問題となっています。そこで、子育ての不安や負担の軽減を図る「地域の中の保育施設」として、家庭で子育てしている親子を対象に、気軽に遊びに来てもらえるように、各園の地域性を生かした事業を実施します。例えば、行事への参加や園庭開放、子育てに関する相談や援助、子育て情報の提供を行います。

1 0歳児を対象とした子育て支援事業

保育施設の特徴として、0歳児からの保育を行っていること、様々な専門職がいること、地域に点在していることが挙げられます。この特徴を活かし、妊娠期から子育てをしていく「はじめの一步」である時期の親子を対象にした子育て家庭の交流の場を設定し、親子での友だち作りや、子育ての仲間を見つけて情報交換をしながら安心して楽しく子育てができるような地域子育て支援事業を積極的に行います。

2 子育てフェスティバル

親子のふれあいを育み、子育ては楽しいということを体感できる催しとして『子育てフェスティバル』を毎年開催しています。保育施設は、この催しに積極的に参加し、市内の子育て支援関係団体との連携を取りながら、子育て支援事業、子育て情報を発信していきます。

今後も、他機関と連携を持ち、市全体で総合的に子育て支援事業を推進していきます。

IX 保育の質の向上

市では、第三次子どもプラン武蔵野に「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を盛り込み、本ガイドラインの策定をはじめ、保育の質の維持・向上のための施策に取り組むこととしています。更に第四次子どもプラン武蔵野においても、第三次プランの事業と比較して、保育の質の向上のための取組みを「拡充」に位置付け、更なる強化を図ることとしています。

具体的な取組みは以下のとおりです。

① 認可保育所の職員配置について保育の質の向上を目指した市独自基準を設置

クラス	児 童	正職員
0歳児	3人	1人
1歳児	5人	1人
2歳児	6人	1人
3歳児	15人	1人
4歳児	28人	1人
5歳児	30人	1人

- ② 保育内容の指導・助言を行う「保育アドバイザー」の配置
- ③ 保育施設運営・保護者対応などについて助言を行う「保育総合アドバイザー」巡回
- ④ 特別な支援を要する子どもの保育に関する関係機関との連携への支援
- ⑤ 就学に向けて、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携への支援
- ⑥ 保育士などの資質・専門性の向上のための研修の実施
- ⑦ 専門的な人材の確保、保育環境の改善・充実のための財源の確保
- ⑧ 市内全体の保育の質向上及び情報共有を図る、公立・民間合同会議、研修の実施、新認可施設との連携

保育施設で、このアクションプログラムを有効に活用し、保育実践の改善・向上、保育士などの資質・専門性の向上に努めます。

X 災害発生時の社会福祉施設としての役割

万が一、大規模な災害が発生した時には、乳幼児を持つ世帯が一時的に避難所での生活を余儀なくされたり、災害復旧のために日中乳幼児の世話ができない家庭が多く発生することが予想されます。認可保育所は、乳幼児が安心して生活できる環境を整えていることから、大規模災害発生時、率先して前述のような家庭を受け入れる役割を担うべきだと考えています。

今後は、災害発生時の社会福祉施設としての具体的な取組みを整備します。

平成27年度に保育園BCPマニュアルを整備して、公立保育園を中心とした災害時乳幼児支援拠点構想を検討しており、平成28年度より災害対応の実動訓練を開始しています。今後、これらの訓練で得たノウハウを他の保育施設と共有し、地域における防災力の強化を図っていきます。

おわりに

「武蔵野市保育のガイドライン」は、市の保育水準を定め、保育の質の向上を目指すことを目的に策定したものです。保育園職員にとっては、日々の保育の大切なものを確認するため、また保護者にとっては、ご自身のお子様がどのような保育をされているのかを知る上で指針となるものです。

武蔵野市保育のガイドライン検討委員会では、保育園に関わる保護者と保育園職員、市保育課職員19名の委員が11回の議論を重ね、また必要に応じ園長会や委員以外の保護者・保育園職員からの意見を検討し、武蔵野市の認可保育所共通のガイドラインを作成いたしました。保護者と保育園職員と行政職員が、子どもを真ん中とともに考え「武蔵野市保育のガイドライン」が作成できたことは、大変意義のあることだと思います。また、次頁には「保護者委員の視点から」を掲載しています。これも、保護者、保育園及び行政の三者が共通に大切にしていかなければならないと考えています。

各保育園においては、保育目標・保育課程を作成する際に活用するなど、全職員でこれを共有し、保育の質の向上に努めます。また、保護者に対しては、入園説明時や懇談会時に説明の参考資料とするなど、周知に努めます。

市は、保育の実施責任のある自治体として、認可保育所と連携を密にし、保育の質の向上を目指し必要な支援を行います。

なお、災害発生時の社会福祉施設としての具体的な取り組みや放射性物質への対応など、引き続き検討が必要な事項があります。本ガイドラインは必要に応じて加筆・修正を行うとともに、武蔵野市子どもプランの策定に合わせ、また日常の保育の延長線上で必要を生じたときに、見直しを行う予定です。

最後になりましたが、作成にあたり、監修をいただいた東洋大学 鈴木佐喜子先生に厚く御礼申し上げます。

武蔵野市保育のガイドライン検討委員会

保護者委員の視点から

「我が子が日中どのような保育を受けているか」ということは、私たち保護者にとって、多かれ少なかれ関心のあるところです。

ガイドライン策定作業の中で、保護者委員は、普段なかなか見ることのできない子どもの成長を支える保育園での取組み一つひとつを、より丁寧に説明していただき理解を深めました。

本ガイドラインが、すでに入園もしくは入園予定の保護者の方にとって、保育園での子どもの生活を見通す手助けになること、そして武蔵野市の保育の質向上に資することを願い、此处に保護者、保育園職員、そして行政の皆様へのメッセージを記します。

（保護者の皆様へ）

子どもたちがより充実した保育園生活を送るためにも、私たちは主体的に“保育”に関わって良いはずです。例えば、疑問や意見があれば積極的に保育園職員に伝える。「先生方のしていることだから」という遠慮は、私たちを単なる「受益者」にしてしまうのではないのでしょうか。

また、子どもを真ん中に保育園と連携するという視点に立ち、家庭でも子どもの意欲や要求を受けとめることを共通の軸と捉えることが大切です。子どもの意欲や要求は、時にじれったく我がままに見え、あるがままの子どもの姿をなかなか受けとめられず悩み、苦しみを感じることもあります。それは子どもがいるからこそその貴重な経験であり、子どもにとっても保護者とともに成長する大切な時間のはずです。そのことを職員に伝え共有することは「24時間を見通す保育」へ繋がり、保育への関わりとなります。

（保育園職員の皆様へ）

子どもたち一人ひとりの成長が違うということは、子どもの数だけ“保育”があり、まだ見ぬ形の保育や新しい取組みが必要となる時が来るということなのかも知れません。職員の皆様には、今後も新しい保育への挑戦を、最善の保育の探求を続けていただきたいと思います。

そのことが喜びに満ちたものになるよう、保護者もできる限りの手助けをしなければいけないものと考えます。

（行政の皆様へ）

良いガイドラインを作ったとしても、それを実践するにはどれも“人”と“時間”が必要であり、そのためには保育園職員から余裕を奪うことのないよう行政のフォローが必要です。

子どもたち一人ひとりに向き合うためには、職員の人数が今より少なくなることはあってはなりません。また、職員は日々子どもの姿・保護者の状況を職員間で共有しています。一日の保育がこま切れにならないためには職員の雇用形態も重要な要素となるでしょう。

国の制度変更など様々な変化があるでしょうが、「子どもの最善の利益」のため、保育園職員が常に最善の保育を目指せるよう、行政の皆様には今後も最大限のお力添えを願います。

今回の策定作業のなかで、私たちは保育園職員の真摯な取り組みと子どもへのあたたかい眼差しを感じることができました。このような場を設けて下さった武蔵野市長ならびに市職員の方々、そして本ガイドライン策定にご注目いただき様々な視点からご意見をくださった保護者の皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

監修者の言葉

「武蔵野市保育のガイドライン」は、武蔵野市の保育が何を大切に、どのような保育を目指して実施していくのかを簡潔な文章にまとめたものです。武蔵野市市立保育園職員、民間保育園保育士、認可保育所の保護者による検討委員が、11回に及び話し合いを重ね、できあがったものです。忙しいなか検討会議に参加し、作成に力を尽くしてきた委員の方々の努力に思いをはせ、ガイドラインの完成を喜びたいと思います。

このガイドラインの意味は、第一に、武蔵野市のすべての認可保育所が共通に目標として掲げる保育の理念、内容が明確にされたことです。特に、保護者が検討の場に加わっていることは、保育者と保護者が一緒に子どもを育て、一緒に保育を作っていくという武蔵野市の保育の理念を具体化したものであり、このガイドラインの特徴となるでしょう。そして、ガイドライン検討委員会における話し合いを通じて、市立保育園と民間保育園、保育園・保育者と保護者の間の相互理解が図られ、お互いの結びつきが強くなったことも、大きな成果であると考えます。

第二に、「武蔵野市保育のガイドライン」の内容として、①子ども理解・子どもの育ちを中核にすえたガイドラインであること、②保護者との連携・協力、地域子育て支援を位置づけていること、③保育の質を確保・向上において、保育園で働くすべての職員の専門的資質とチームワークや職員配置、保育環境の改善等を位置づけていることは、押さえておきたい重要な視点であると考えます。

第三に、このガイドラインの活用・具体化につながる契機が生まれてきたことです。「武蔵野市保育のガイドライン」がいかに素晴らしいものであっても、活用されなければ意味がありません。このガイドラインは、保護者が武蔵野市の保育を知る上で、またそれぞれの保育園が実践を展開する上で、一つの手がかりとなるものです。保育園の職員や保護者が、このガイドラインを活用したい、参考にしたいと思うかどうかで、ガイドラインの真価が決まると言えましょう。検討委員会に参加された保育園職員や保護者の多くが、武蔵野市の保育に対する理解を深めることができた、大変だったが参加して良かったと感想を述べています。このことは、ガイドラインを活用し、生きたものとする第一歩となるのではないのでしょうか。それぞれの園で職員や保護者が、ガイドラインを参考に話し合いや実践への具体化を模索してみてください。そして、一定期間が過ぎたら、それぞれの園がどのように活用しているか、各園における実践の交流をはかる機会を持てると良いと思います。こうした実践の模索や検討、交流を通じて、ガイドラインの内容を確認し、あるいは活用しにくい箇所を見直して、より良いものとしていくことを望みます。

東洋大学ライフデザイン学部 鈴木 佐喜子

【資料1】武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 検討の経過（平成24年3月策定時）

回	年月日	主な検討内容
1	平成22年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の運営について 委員会趣旨説明 ・今後のスケジュールについて
2	平成23年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> 「武蔵野市公立保育園保育のガイドライン」の説明 今後のスケジュールについて
3	平成23年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドライン（案）の検討について 監修者の選定について
4	平成23年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドライン（案）の検討について
5	平成23年7月1日	（公民合同園長会議同時開催） <ul style="list-style-type: none"> 監修者からのアドバイス
6	平成23年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドラインの検討について
7	平成23年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドラインの検討について
8	平成23年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドラインの検討について
9	平成24年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドラインの検討について
10	平成24年2月28日	（公民合同園長会議同時開催） <ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドラインの修正について 監修者との意見交換 今後のスケジュールについて
11	平成24年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> 保育のガイドラインの最終稿について

【資料2】武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 委員名簿（平成24年3月策定時）

	氏名	所属
委員長	伊藤 英穂	子ども家庭部保育課長
委員	有江 亜美	市立保育園保護者
〃	伊藤 陽子	子ども家庭部保育課境保育園 主任
〃	井原 高地	民間保育園保護者
〃	梶山 喜美	市立保育園保護者
〃	北島 博史	民間保育園保護者
〃	木付 雄三	武蔵野赤十字保育園
〃	栗原 勲	子ども家庭部保育課桜堤保育園 主任
〃	高木 京子	子ども家庭部保育課 保育園アドバイザー
〃	竹村 匡子	子ども家庭部保育課境南第2保育園 栄養士
〃	塚原 美枝子	子ども家庭部保育課千川保育園 副園長 ※
〃	中村 チヨ子	精華保育園
〃	服部 桂子	子ども家庭部保育課吉祥寺保育園 園長
〃	福田 好美	ふじの実保育園
〃	星 友子	西久保保育園
〃	本間 千栄子	ありんこ保育園
〃	前田 薫	精華第二保育園
〃	守矢 弥生	子ども家庭部保育課北町保育園 看護師 ※
〃	山野 裕子	市立保育園保護者

※ 千川保育園及び北町保育園については、平成23年4月より公益財団法人武蔵野市子ども協会に設置主体を変更

【資料3】改訂版作成メンバー

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課 園長会名簿（平成29年3月改訂時）

氏名	所属
菅原 誠治	子ども家庭部子ども育成課長
齋藤 淳一	子ども家庭部子ども育成課 課長補佐
武藤 真奈美	武蔵野市立 南保育園
関谷 昌己	武蔵野市立 境保育園
加藤 晴美	武蔵野市立 境南保育園
村島 明美	武蔵野市立 吉祥寺保育園
塚原 美枝子	武蔵野市子ども協会立 千川保育園
西川 浩美	武蔵野市子ども協会立 北町保育園
恩田 佐知子	武蔵野市子ども協会立 桜堤保育園
木村 直美	武蔵野市子ども協会立 東保育園
黒川 喜乃	武蔵野市子ども協会立 境南第2保育園
矢野 久美	武蔵野市子ども協会立 境こども園

武蔵野市保育のガイドライン

平成24年3月策定
武蔵野市保育のガイドライン検討委員会

平成29年3月改訂
武蔵野市子ども家庭部子ども育成課 園長会

市川市保育のガイドライン

市川市こども施設運営課

平成 28 年 4 月作成

平成 29 年 10 月改定

平成 30 年 8 月改定

目次

目次	1
1. 市川市保育のガイドラインについて	2
2. 市川市保育のガイドラインの位置づけ	3
3. 市川市保育のガイドライン	4
～育てよう 市川っ子～	5
乳児保育・1歳以上3歳未満児保育	6
3歳以上児の保育	7
保育者	
職員の質の向上	
保育の姿勢・研修及び自己評価	8
保 育	
保育の基本	
保育目標・計画・評価	9
保育内容	
乳児～3歳未満児保育・3歳以上児保育	
環境・配慮を必要とする子どもへの支援・保育の質の向上	10
健康な心と体	
健康状態の把握・環境整備・健康教育	11
食育・食の提供	12
運 営	
安全管理	
環境・危機管理・緊急時の対応・事故防止の取り組み	13
災害時の対応	14
保護者	
子育て支援	15

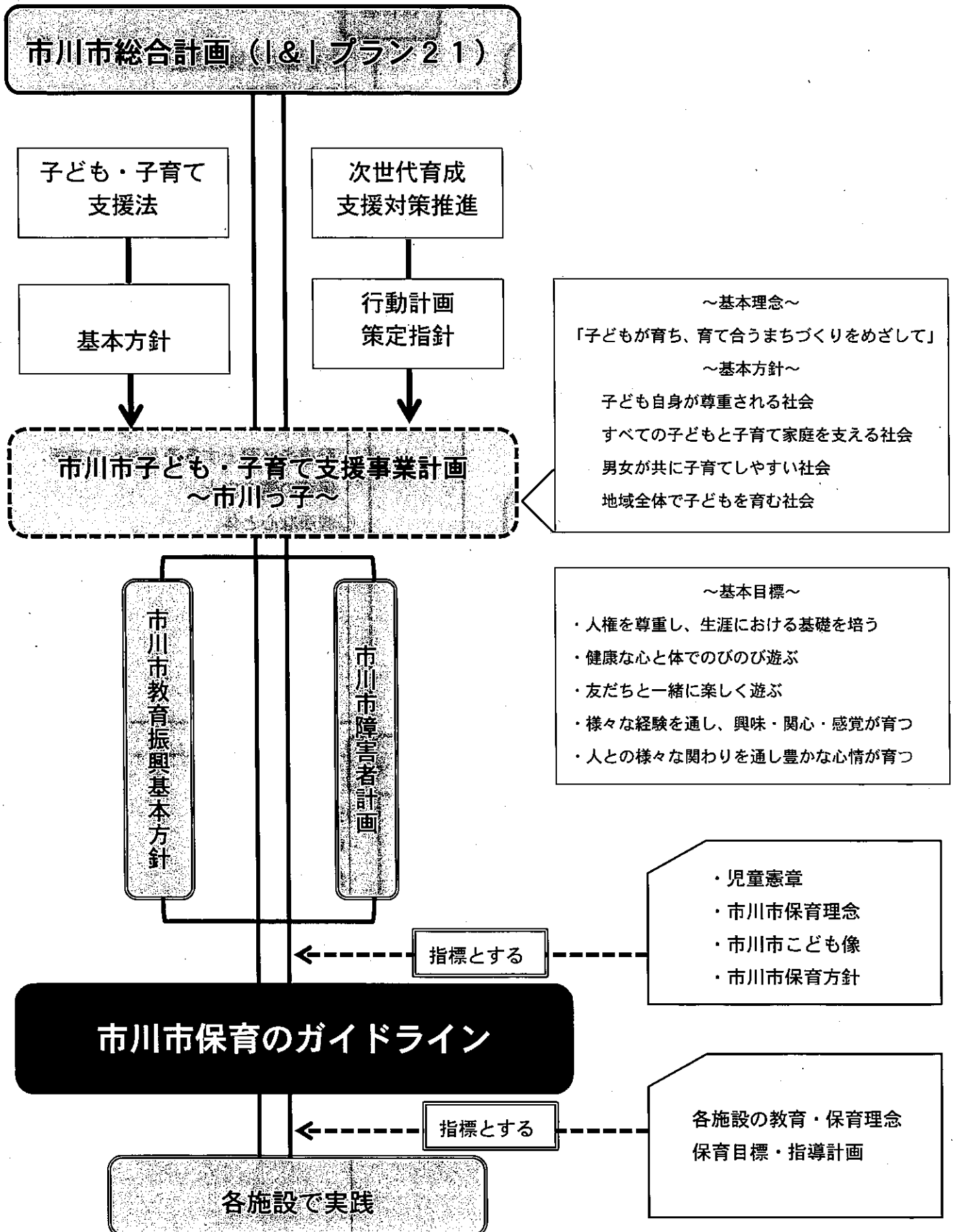
1. 市川市保育のガイドラインについて

市川市では平成 11 年度から 10 年間の計画として「市川市エンゼルプラン」を策定しました。その後次世代育成支援対策推進法の成立を受け、「市川市エンゼルプラン」を発展させた市川市次世代支援行動計画（前期・後期）を策定し地域社会で子どもと子育て家庭を支援するための取り組みを総合的・計画的に推進してきました。

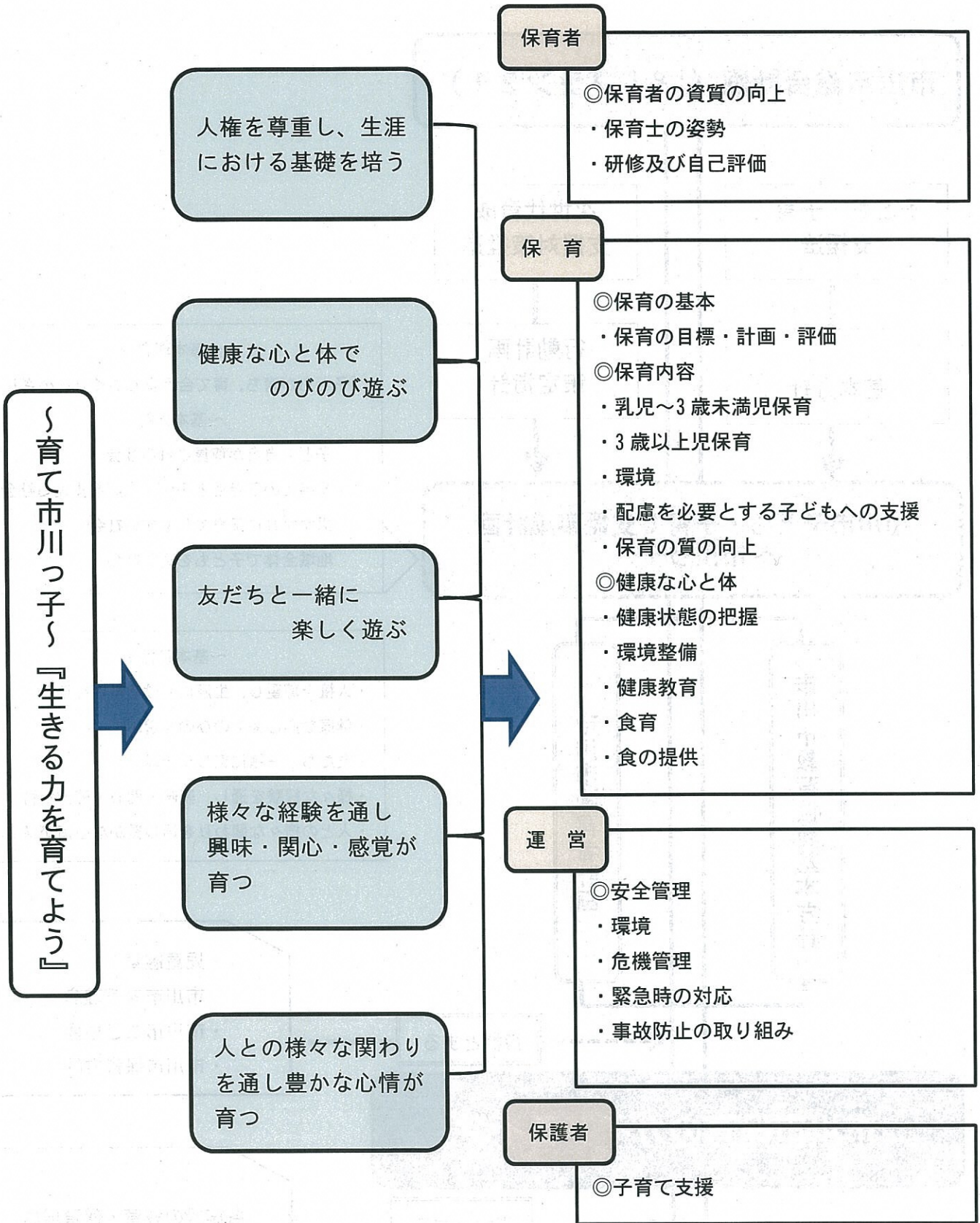
平成 27 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定しました。また、市川市総合計画（I & I プラン 21）の部門別計画に位置づけられるもので他の部門の別計画と連携・整合性を図るものです。これにより、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことの考えを基本とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障した取り組みを推進しています。

核家族化が進み、少子化、世帯構造の変化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、養育力低下や子育てノウハウの未伝承、子育ての負担感や孤立感、待機状況の深刻化、児童虐待の深刻化などから子育て家庭や子どもの育つ環境が変化しています。保育園はそれらの変化を踏まえ、乳幼児にとって、「ふさわしい生活の場」として、一人一人を大切に丁寧な保育を提供すると共に、入園児童の保護者や地域の子育て家庭への支援を視野にいれ、地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域に開かれた保育園として、子どもの成長に欠かせない保育の場を確保し、地域の子育て力向上に貢献する役割を担っています。様々な保育事業者の参入が増加する中、保育へのニーズも複雑化し、保育園の果たす役割は多様化しています。保育園はこの現状をふまえ、その役割に十分応えていくために、在園・在宅を問わず子育て支援をすすめて、地域の子育て支援の拠点となるよう努めます。また各教育・保育施設に携わる全ての人がこの『市川市保育のガイドライン』を市川市の保育の指針とし、質の向上を目指してまいります。

2. 市川市保育のガイドラインの位置づけ

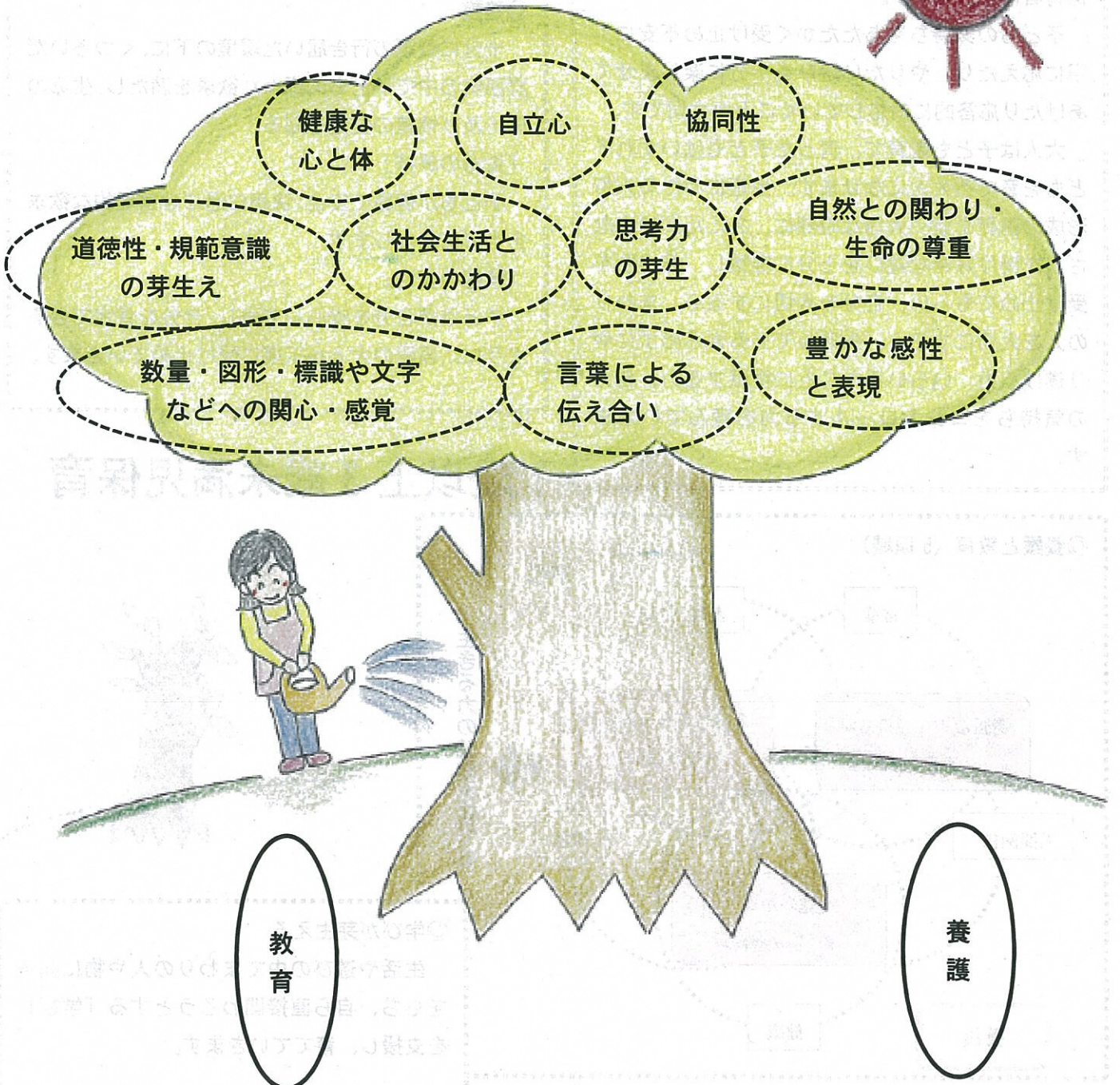
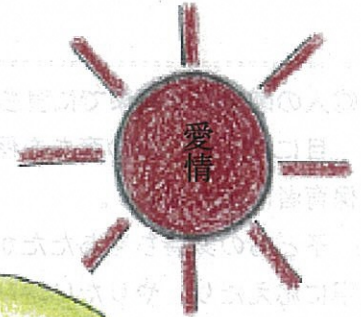


3. 市川市保育のガイドライン



～育て 市川っ子～

『生きる力を育てよう』



乳児保育

人間の一生に影響を与える大切な時期を心豊かに育っていくために、5領域をベースとした3つの視点で愛情豊かに育てていくことが大切です。



◎社会的発達
『身近な人と気持ちが通じ合う』

3つの視点

◎身体的発達
『健やかに伸び伸びと育つ』

◎精神的発達
『身近なものに関わり感性が育つ』



◎人の感情は3歳までに育ちます

目に見えない心の育ちを保障する大きな役割が保育者にはあります。

子どもの気持ちをあたたかく受け止め不安に丁寧に応えたり、やりたい遊びを十分に楽しませてあげたり応答的に対応していくことが大切です。

大人は子どもを育て、育った子どもはいずれ子どもを育てる大人になります。生涯にわたる人格形成の基礎を築く大切な時期に、あたたかいまなざしを受け好きな遊びを十分に経験し、気持ちを受け止めてもらい、自分を大切にする心、まわりの人を大切にする心、失敗してもあきらめずにやり遂げる力、いろいろなことに挑戦する力、自分の気持ちをコントロールする力を育てていきます。

◎養護

十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

「生命の保持」

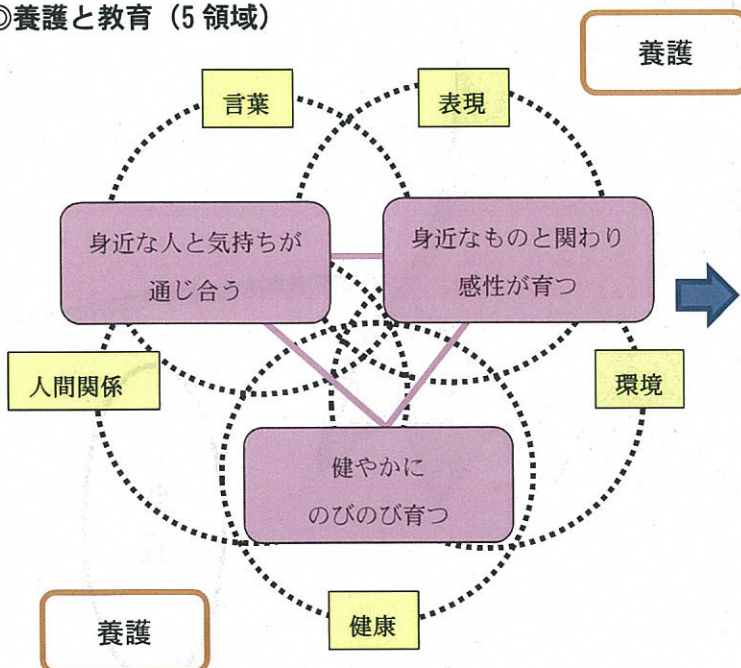
子どもが健康で安全、快適に過ごせ整理的な欲求を十分に満たします。

「情緒の安定」

子どもが自分を安心して表し、自分を肯定できるように、周囲の大人が丁寧に受け止めていきます。

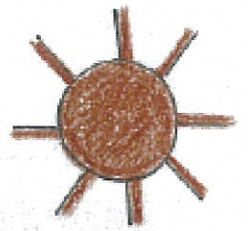
1歳以上3歳未満児保育

◎養護と教育（5領域）



◎学びが芽生える

生活や遊びの中でまわりの人や物に興味をもち、自ら直接関わろうとする「学び」を支援し、育てていきます。

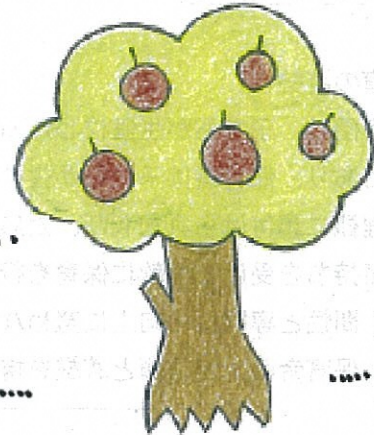


◎スタートカリキュラム

幼児期の学びと児童期の学びをつなぎます。

◎アプローチカリキュラム

幼児期の学びを小学校教育につなぎます。



◎幼児期の終りまでに育ててほしい姿に配慮し
3～5歳児の各時期に、適切な保育を積み重ねて行く必要があります、育った姿が就学につながっていきます。

- ・健康な心と体
- ・自立心
- ・協同性
- ・道徳性・規範意識の芽生え
- ・社会生活との関わり
- ・思考力の芽生え
- ・自然との関わり・生命尊重
- ・数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ・言葉による伝え合い
- ・豊かな感性と表現

子どもの自発的な遊びや生活の中で育む

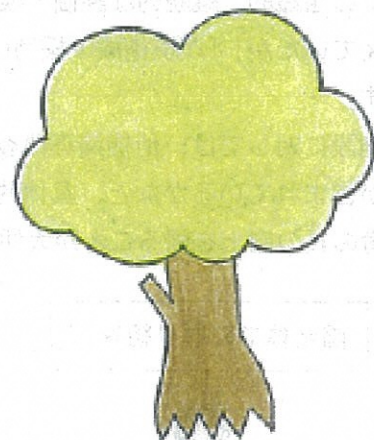
◎生きる力の基礎

(幼児期に育みたい資質、能力)

- ・知識及び技能の基礎
- ・思考力、判断力、表現力等の基礎
- ・学びに向かう力・人間性等

(認知能力と非認知能力の育ち)

自己肯定感の育ち



3歳以上児の保育

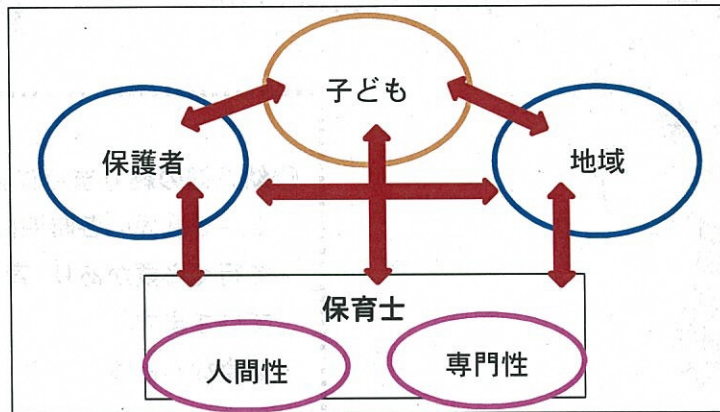


保育者

職員の資質の向上

○保育の姿勢

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、保育者は子どもが生きる力を培うために的確な子どもの理解、専門的知識、技術の向上や倫理観に裏付けられた判断、対応が常に求められます。保育者が子どもを愛し、大切に思い、子どもの気持ちを受けて柔軟に保育を行うと同時に子育て支援、多様な課題に対応するためには、常に自らの人間性と専門性の向上に努めなければなりません。保育者は専門職として、仕事に誇りと自負を持ち、保育者同士が信頼と尊厳を持ち自身が目指す保育と実践を行うことが大切です。



○研修及び自己評価

保育園は質の高い保育を展開するために、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育園内外の研修を通じて、必要な知識の修得、維持及び向上に努めます。施設長は、常に社会の動向への広い視野を持ち、保育者の資質向上のため組織的に取り組む姿勢が欠かせません。そのため、勤務体制の調整、職員の修得すべきねらいや目的に合わせた研修、社会情勢にあった内容の研修を計画し専門性を高めます。課題などへの共通理解や協働性を高め職員全体の保育に質の向上を図ります。

市川市では年1回、保育、教育に携わる保育施設全職員を対象に研修会を実施し情報の共有化を図り、組織的に対応するため協働性を高めていきます。

また、保育の質の向上のためには、保育者の専門性を高める自己評価と教育・保育内容とその運営についての組織的、継続的な評価・検証が求められています。保育者自身の自己評価は、「子どもの育ちを捉えていたか」「環境構成・援助は適切であったか」等を振り返り次の保育への改善を図ることが重要です。

保育施設に対しては、他機関専門委員等の巡回や評価を受け、一人一人の子どもが豊かに育つ保育園生活が営まれているかなど、具体的な助言及び指導を受け、新たな観点から保育の課題を明確にとらえ保育の質の向上を図ることが大切です。

園全体での取り組み



園内外の研修共有

リーダーシップ・同僚性





保 育

保育の基本

生まれて間もない乳幼児期の経験は、生涯の成長や社会性の獲得にも大きな影響を与え人と関わり信頼関係を築く基礎となる大切な時期です。生涯における人格形成の基礎を築いていく時期に一人一人が豊かに育っていくよう養護が行き届いた安心できる環境を保障します。

○保育目標・計画・評価

保育を必要とする乳幼児について、養護と教育が一体化し一人一人を尊重した保育を行うと共に、子どもと保護者が安心して生活できることを保育の目的とします。市川市の子どもが健やかに育つように各保育園では、地域性を考慮し養護の行き届いた環境の下、一人一人の子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出し、周囲と共に生きる力の基礎を培うために全体的な計画（運営方針、保育課程、指導計画等）を作成し保育を実施していくことが大切です。

保育内容

○乳児～3歳未満児保育

乳児から3歳未満児の育ちには手厚い養護が大切で、特定の大人が愛情深く関わり愛着関係を築きます。人間の一生に大きな影響を与える大切な時期を、「健やかに伸び伸びと育つ」ように、「身近な人と気持ちが通じ合う」ように、「身近なものに関わり感性が育つ」よう愛情をいっぱい注ぎ心豊かに育てていきます。またこの時期は、歩行の完成、言葉の獲得、いろいろなものへの興味関心の広がり、他者との関わりなど経験の積み重ねは生涯の学びの出発点となる「学びの芽生え」につながります。

○3歳以上児保育

幼児期の遊びは子どもが自ら考え主体的な活動で、人として成長していくためのあらゆる要素が含まれ生きる力の基礎を培います。このころは運動機能が発達して、基本的な生活習慣もほぼ自立し、理解する語彙数が増え知的興味や関心も高まります。大人が仲立ちとなることで、子どもたちは自らの世界を広げ様々な遊びを子ども同士で楽しむようになります。子ども同士の遊びが豊かになると、仲間という喜びや楽しさを感じ友だちとのつながりが深まると同時に、競争心も生まれけんかも多くなります。様々な共感やぶつかり合いを繰り返しつつ一緒に遊ぶためには自分のことだけではなく、友だちの気持ちも受け入れなければならないことに気付き、友だちの思いに心を寄せ、自分の気持ちに折り合いをつけられるようになり、友だちと遊びを追及しながら、仲間の中の一人としての自覚が生まれます。友だちと共に豊かな体験を通して感じたり、気付いたり、分かったり、出来るようになったことが生涯にわたる生きる力の基礎となりそこから歩み始める人生につながります。経験したことは就学前までに育てて欲しい姿となり卒園後の学びへの接続につながります。

○環境

乳幼児の主体的な活動の展開は保育者による環境の構成が大きく影響します。保育者自身も乳幼児にとって大きな環境であることを十分に意識し、言葉遣い、まなざし、姿勢などに配慮し、子どもが育っていくために必要なこと大切なことを丁寧に組み立てて保育することが望まれます。

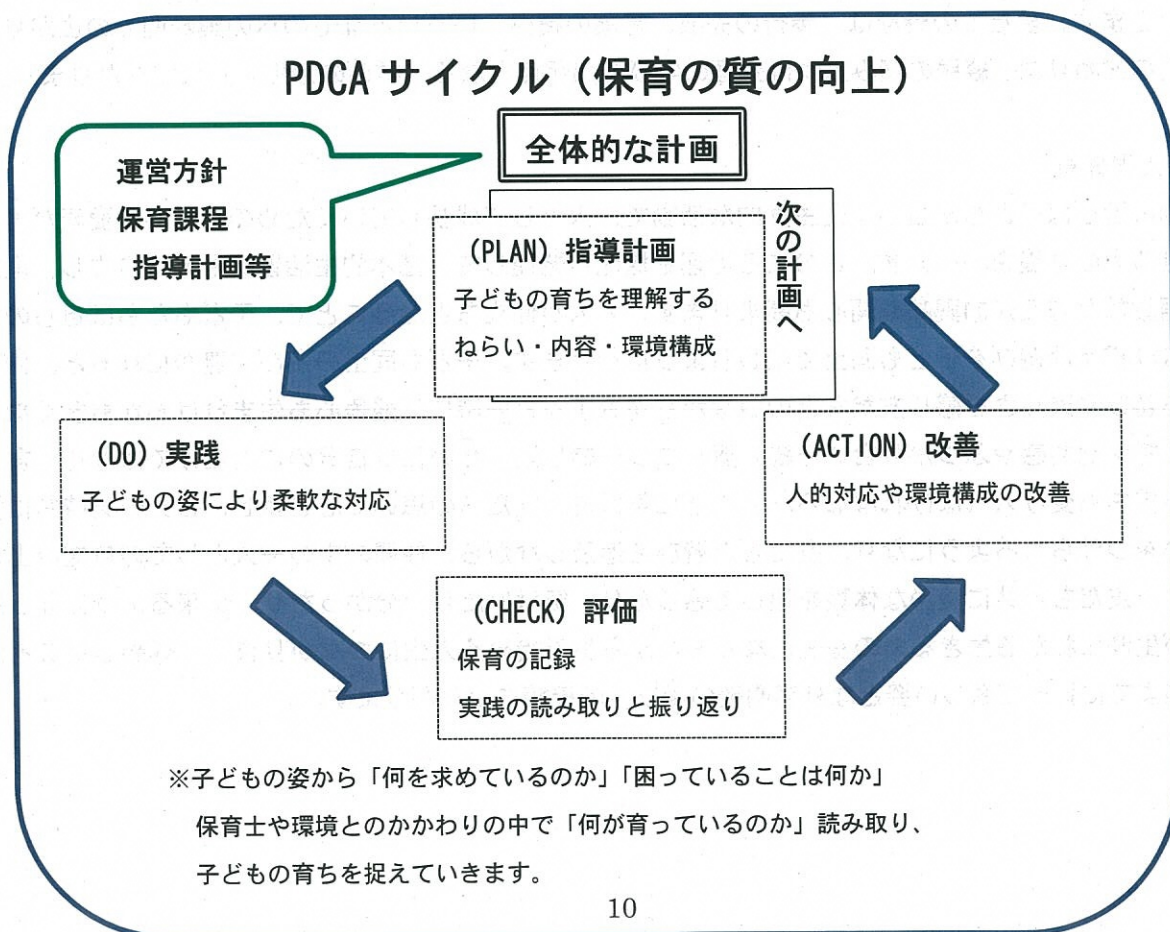
保育者は卒園後の学びへの姿を意識しながら、主体的な学びを育む保育によりスムーズな就学へとつなげます。子どもの内面の育ちや一人一人の良さや学びの状況を保護者とともに肯定的な視点で共有できる取り組みを進めます。子どもの活動が豊かに展開されるよう、設備や環境を整え安全の確保と衛生的な環境構成に努めていくことが必要です。

○配慮を必要とする子どもへの支援

子どもにとって生涯にわたる人格形成を培う大切な時期に、子どもの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場として、大人と同じ人格を持った人であることを心に留め子どもの人権を尊重した関わりが大切です。多様な保育が求められる中、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、貧困家庭、外国籍家庭、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする家庭には状況に応じて個別の配慮や支援を行い、不適切な養育や虐待が疑われる場合には速やかに関係機関との連携を図る等の適切な対応が求められます。

○保育の質の向上

保育園は、子どもの全てを受け入れ、心身の状況に応じたきめ細やかな援助や関わりを基盤とし、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけていけるように保育を展開します。養護と教育が一体となった保育を計画的に進め保育の質の向上に繋げるために、計画を作成し実践、評価、改善（カリキュラム・マネジメント）を行い専門性の向上や保育実践の改善に努めることが大切です。



健康な心と体

○健康状態の把握

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、心身ともに健康でそれぞれの順調な発育・発達を保障できるように、日々の健康観察・心身の状態観察や発育測定・検診などにより総合的に子どもの健康状態を把握し疾病の予防と早期発見に努めます。

「乳幼児突然死症候群 SIDS」予防等のため、睡眠中は睡眠チェック表を活用し子どもの様子を適切に観察します。

○環境整備

抵抗力の弱い乳幼児が集団で生活する保育園で、すべての職員が共通理解を持てるように研修等を行い、健やかな成長を支援するために安全で、衛生的な環境の整備に努めます。

プールの衛生管理については、文部科学省、厚生労働省及び千葉県健康福祉部から提示されている基準に則り行い、園児の健康状態の把握とプール水の衛生管理に留意し実施します。

事故発生時は応急処置を行い、事故報告、ヒヤリハット等により検証し予防や再発防止に努めます。

また、死亡事故・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が発生した時点で担当課に報告します。

○健康教育

健康で安定した生活リズムをつくり、子ども達が健康に関心を持ち、自ら適切な行動が取れるように手洗い・うがいなどの基本的な清潔の習慣を身につけるよう援助します。

保護者に対しては、感染症の情報提供し予防対策を進め健診結果を伝えると共に、保健便りや園内掲示などを活用し啓蒙活動を進めています。

参考文献) 保育所における感染症対策ガイドライン

○食育

乳幼児にとって、「食べること」は身体の成長だけでなく、生きる力を身につけ、豊かな人間性を育みます。保育園ではいろいろな食材や味に触れ楽しく食事をする事により、食事の大切さやマナーを身につけ、正しい食習慣の基礎を作ります。

また、食育基本法により市町村食育推進計画として策定された「市川市食育推進計画」に基づき、食育を総合的・計画的に推進します。保育所保育指針に示された「全体的な計画」とこれを具体化した「指導計画」の中で、年齢にあった「食育」を計画としても位置づけます。

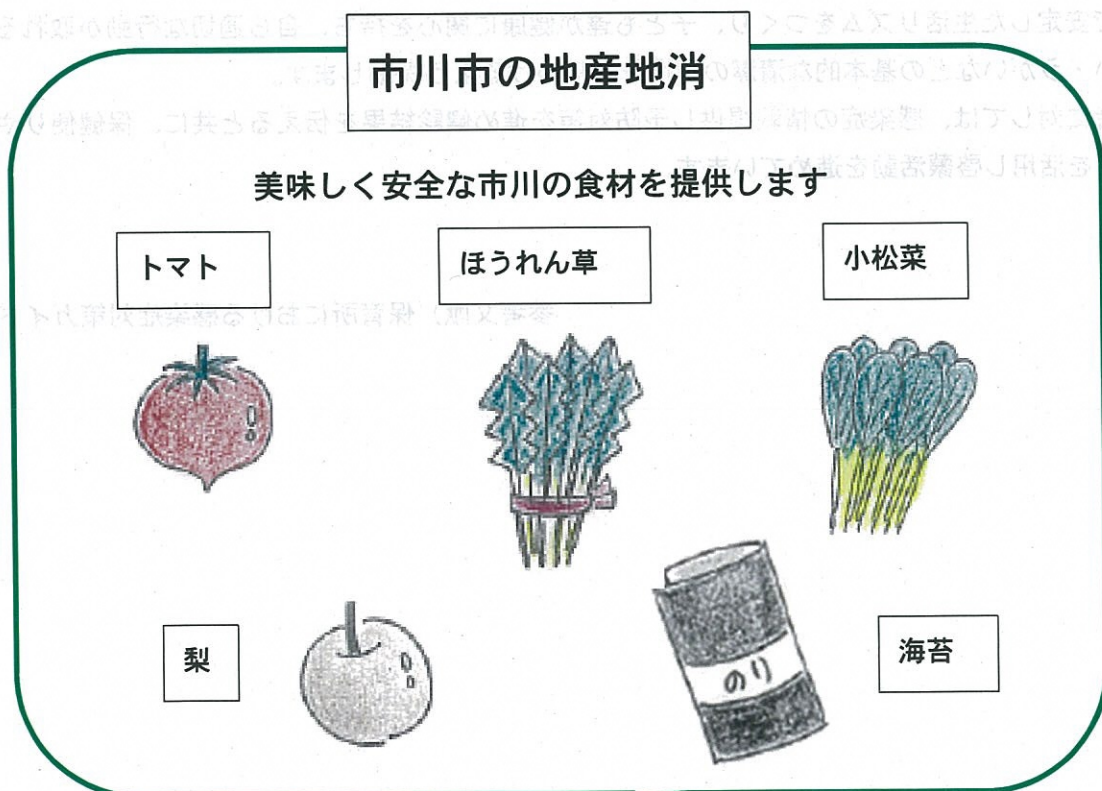
具体的な活動として、日本古来の食文化を大切に、四季折々の食材を使い伝承行事により伝統文化や地域の特色を伝えています。また、野菜の栽培・収穫の喜び・クッキング、食べる意欲や食に関わる経験を通して、幼児が食べ物への親しみや感謝の気持ちを育むようにしていきます。

園での手伝いや当番活動を経験し、食に関する動機づけをしながら、あわせて正しい知識やマナーの学習をすすめ「食」への関心を深めます。

○食の提供

食材は良質で安心できるものを使用し、出来る限り旬の食材、地域の食材を使い子どもがより多くの食材に触れ味わえるように工夫し、健康的な食嗜好を育むために味付けは薄味にしています。おやつは食事の一部としてとらえ、バラエティーに富んだメニューで実施します。

食物アレルギーのある乳幼児への対応については、保護者から申し出があった場合、医師の診断のもと「保育所におけるアレルギーガイドライン」に則り対応します。子ども一人一人の状況を適宜把握し最新の正しい知識を職員全員が共通認識して対応することが大切です。





運 営

安全管理

○環境

子どもの健康と安全とは、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育園においては、一人一人の子どもの健康の保持・増進を図るとともに、安全で衛生的な環境維持及び向上に努めます。そのためには、一人一人の子どもの心身の状態や発育・発達状態を理解し、健全な発達を保障しうる整備された環境の中で保育することが大切です。

○危機管理

子どもの成長・発達の過程では、『失敗』を通して年齢相応の学習をし、精神的にも成長します。しかしながら、危険に対する判断力や安全に対する認識が未熟なため、常に危険(リスク)と隣り合わせです。子ども自らが健康や安全に関心を持ち安全に遊びや生活を営む心と力、自分の身を守る力が育つように日頃から命の大切さを知らせ、体を十分使った遊びを積極的に取り入れた体力づくりをすると共に年齢にあった安全能力を身につける保育をすることが大切です。

○緊急時の対応

緊急時に対応できるよう危機管理体制を整備し、速やかな行動がとれるよう判断基準と対応内容を職員全員に周知徹底します。行政機関や地域の関係機関との連携をすすめ保護者にも緊急時の避難方法や避難場所などの対応を知らせます。

万が一、児童の怪我、事故、不測の事態、感染症や食中毒、災害発生時には、速やかに保護者、担当課などの関係機関と連携を取り適切に対応することが必要です。

○事故防止の取り組み

子ども一人一人を十分に理解し、健全な発達を保障しうる環境を整備した上で、特に睡眠時、プール活動、水遊び中、食事中等で、重大事故は発生しやすいことをふまえての対応が重要で、危険予測を行い事故はいつでもどこにでも起こりうることを認識し、ヒヤリハットの検証や安全点検を通して事故予防及び危機管理に取り組みます。定期的にはリスクマネジメント研修を開催し、職員の危機管理に対する意識の向上を図ることが望まれます。

災害時の対応

保育園内の火災

- ・ 119 番通報（火事です。〇〇保育園です。住所は。ケガ人は。）
- ・ 第一発見者は大声で園内に知らせる。
- ・ 児童を避難させる。
- ・ 可能なら初期消火を行う。

近所の火災

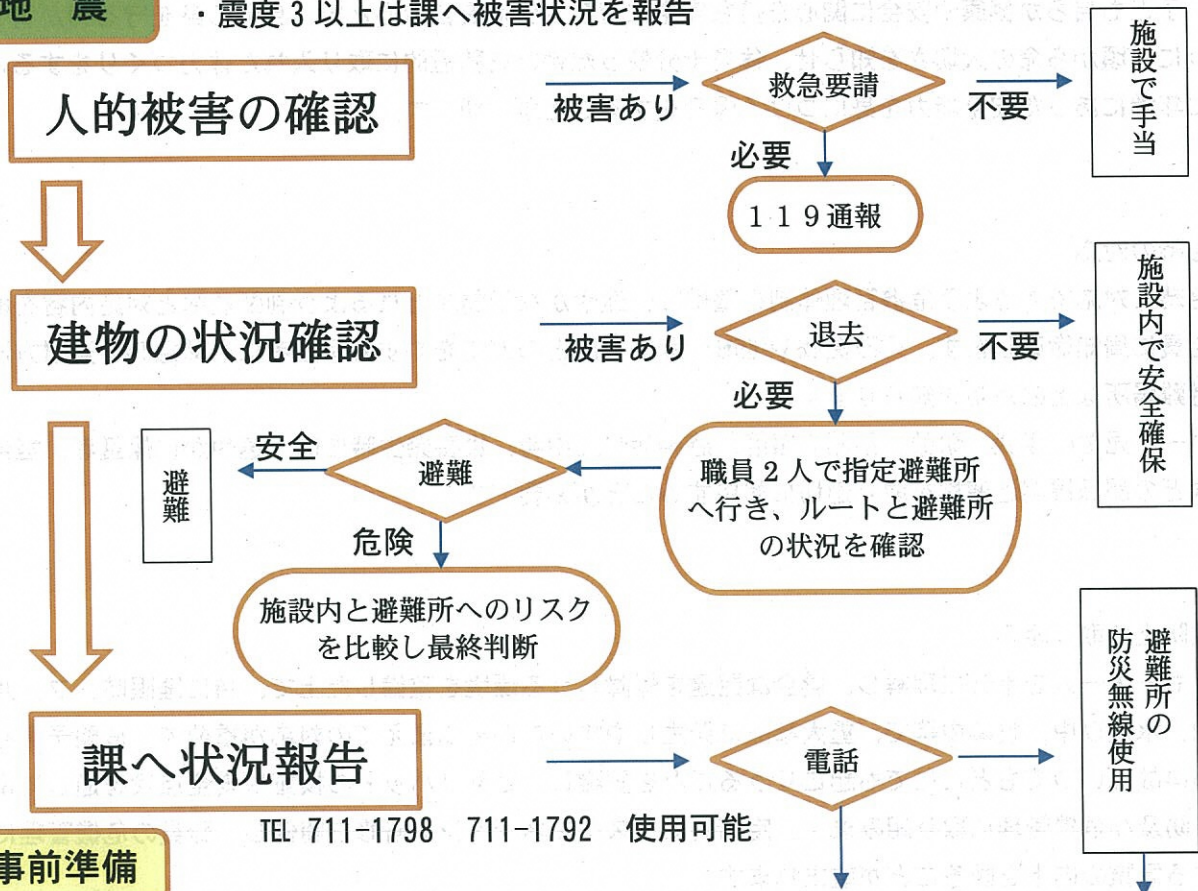
- ・ 園と火災現場の距離、風向き、道路状況等を勘案し避難を判断。
- ・ 強風下では飛び火の恐れもあるので、消火まで状況把握を継続。

水害

- ・ 遠方の津波や台風などは情報収集を継続し、避難は早期に判断。
- ・ 急な豪雨等の際は園舎での垂直避難を原則とするが、河川情報に注意し、甚大な被害が想定されるときは、最寄りの高い建物へ避難。

地震

- ・ 震度 3 以上は課へ被害状況を報告



事前準備

- ・ 水害に備え、最寄りの高い建物に非常時の一時的避難の協力を要請しておく。
- ・ 避難時の持ち出し書類の点検（登降園簿、出席簿又は健康記録簿、緊急連絡先）
- ・ 非常用持出袋の点検（園用携帯電話、防災頭巾、靴）
- ・ 備蓄物の定期的な確認

- ・ 人的被害の状況（児童・職員）
- ・ 物的被害の状況（施設・近隣・ライフライン）
- ・ 応援が必要か否か
- ・ 今後の対応



保護者

子育て支援

- 核家族や少子化・都市化などの社会環境の変化に伴い、世代間の育児知識の伝承が薄くなり、地域における子育ての助け合い機能が低下しています。子育ての基本は家庭ですが、子育てに自信がもてず不安を抱き母親が孤立し、虐待につながるケースも少なくありません。子どもは親に愛され、親は子どもを愛おしく育てることで親子の愛着関係が築かれ、子どもと保護者が安定した関係の中で子育てを楽しみ子どもたちが健やかに成長できるよう支援することが大切です。

- 保育者はその専門性を生かし、保護者の養育状況を把握したうえで成長発達の特徴や成長していく過程において病気やけがをすること、友だちと遊びあう重要性などを知らせ子育ての不安を取り除き、子育てに安心と喜びが感じられるよう適切な支援をすることが求められます。

- 地域の子育て拠点として、地域交流、子育てなんでも相談、マイ保育園登録事業、他機関・他課との連携を通し、出会いの場や親育ちの場として心配事や喜びを共有できるよう支援することが必要です。

